



119情報

区連会9月定例会
令和8年9月18日
都筑消防署

■ 区内の火災状況 ※焼損面積は1㎡を満たさない場合は切り捨てて表示しています。 都筑消防署

区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		8月	累計	8月	累計	
火災件数 (件)		4	26	0	28	△ 2
火災種別	建物火災 (件)	3	19	0	16	3
	車両火災 (件)	0	1	0	5	△ 4
	その他の火災 (件)	1	6	0	7	△ 1
焼損面積 (㎡)		304	673	0	659	14
死者 (人)		0	0	0	0	0

【8月中4件】 8日 北山田三丁目 建物火災 (放火の疑い)
21日 北山田四丁目 建物火災 (リチウムイオン電池)
21日 荏田東四丁目 その他火災 (カセットボンベ)
29日 勝田町 建物火災 (リチウムイオン電池)

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら#7119



区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		8月	累計	8月	累計	
救急件数 (件)		896	6,920	972	7,137	△ 217
救急種別	急病 (件)	652	4,850	713	5,029	△ 179
	交通事故 (件)	33	328	42	320	8
	一般負傷 (件)	161	1,297	168	1,341	△ 44
	その他 (件)	50	445	49	447	△ 2

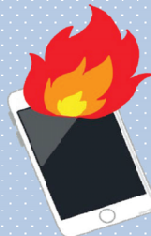
※数値は速報値のため、変更になる場合があります。

都筑消防署からの問題！

Question

リチウムイオン電池関連火災で最も多い発生状況はどれでしょう？

- ①使用中
- ②保管中
- ③充電中



答えは裏面



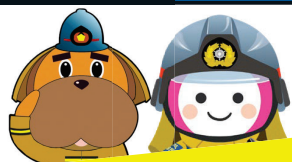
住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換 をしましょう!!

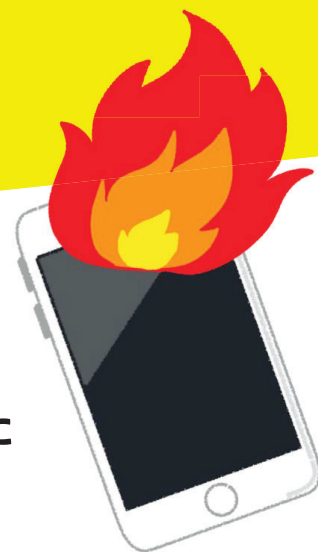
詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会



リチウムイオン電池の火災が 増加しています。



スマートフォンやハンディファン、モバイルバッテリーなどリチウムイオン電池を使用した電気製品の火災が増えています。

実は充電中の発火が最も多い

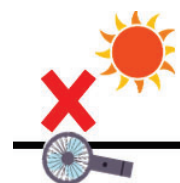
火災を未然に防ぐポイント

☒ 充電中は周囲に燃えやすいものを置かない



☒ 就寝中や外出中の充電を避ける

☒ 純正品・適合品の充電器を使用する



☒ 高温になる場所で充電しない



☒ 異常を感じたらすぐに使用を中止する

クイズの答え

3

横浜市長選挙に関するお願い

日頃より各種選挙の執行にあたり、皆様方には多大なるご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

さて、横浜市長の辞職に伴い、令和 8 年 10 月 18 日に横浜市長選挙が執行されます。従前のとおり、市・区選管の緊密な連携のもと、公正かつ円滑に選挙を執行していきたいと考えております。

つきましては、自治会町内会の皆様に、投票管理者等の推薦をはじめとした各種ご依頼をさせていただきます。短期間で事務手続きを進めざるを得ないことから区連会の場合のご依頼でなく、区選管から個別にお願いさせていただくかたちになります。

何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 選挙の種類及び日程

選挙の種類	市長選挙
告 示 日	令和 8 年 10 月 4 日(日)
投 票	令和 8 年 10 月 18 日(日) 午前 7 時～午後 8 時
開 票	令和 8 年 10 月 18 日(日) 午後 9 時 15 分から

期日前投票所 設置場所	設置期間	時間
区役所	10 月 5 日(月)～10 月 17 日(土) 【13 日間】	午前 8 時 30 分～午後 8 時
臨時 (区選管の指定 した施設)	10 月 5 日(月)～10 月 17 日(土) ^{※1} 【13 日間】	午前 9 時 30 分～午後 8 時 ^{※2}

※1 期日前投票所を 3 か所開設する区においては、3 か所中 1 か所は期間を短縮しての開設となります。

※2 商業施設を使用する場合は、商業施設の開館時間から午後 8 時まで

2 依頼事項

(1) 市長選挙における当日投票所の投票管理者・投票立会人の推薦

各投票所に投票管理者 1 人、同立会人 2 人のご推薦をお願いいたします。

なお、投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則として投票日において 1 人の投票管理者及び 2 人の投票立会人によりその事務を担っていただくことと考えていますが、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は交替で従事することも可能です。

(2) 期日前投票所の投票立会人の推薦(一部の区)

期日前投票所の投票立会人 2 人の人選について、区選管から相談がありましたらよろしくお願いいたします。

【次ページあり】

(3) 選挙公報の配布(一部の区)

選挙公報は、投票日の2日前までに全世帯に配布すべきものとなっておりますので、自治会・町内会で配布いただける場合には、未加入世帯を含めての配布をお願いいたします。

なお、配布謝金は9円を予定しております。

(4) 選挙啓発(PR)ポスターの掲出等

選挙PRポスターの掲出を各自治会・町内会の掲示板をお願いいたします。

なお、ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会様あて郵送させていただきます。

3 その他

(1) 投票所従事者の確保にかかる支援

投票所の運営は、投票管理者・立会人のほか、自治会・町内会から選出された従事者のご協力により支えられておりますが、従事者の確保が困難な場合は、各区選管へご連絡ください。可能な限りご相談に応じさせていただきます。

市・区選管では、今後、若年層や高校生の投票所従事についても積極的に進めていく予定です。

(2) 投票管理者・投票立会人報酬

報酬額については下記のとおりです。

終日従事いただいた場合の報酬

区分	職名	報酬
当日の投票所	投票管理者	14,700円
	投票立会人	13,600円
期日前投票所	投票立会人	12,500円

交代制とする場合の交代時間及び報酬(原則)

職名	投票時間	報酬
投票管理者	(前半) 7:00 ~ 13:30	7,350円
	(後半) 13:30 ~ 20:00	7,350円
投票立会人	(前半) 7:00 ~ 13:30	6,800円
	(後半) 13:30 ~ 20:00	6,800円

選挙管理委員会事務局選挙課
渡部

TEL 671-3335

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック（凝固剤と処理袋のセット）の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にご利用いただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和 8 年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

※例年行っている備蓄食料の無償配布について、有効活用分の在庫をフードバンク団体へ提供することができたため、今年度は実施しませんのでご承知おき願います。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパック

品質保証期間が令和 8 年度までのトイレパックです。

(2) 配布個数

1 団体あたり 200 セット（1 箱）をお渡しします。

※100 セット入りの箱を 2 つお渡しする場合があります。

(3) 申込期間

令和 8 年 10 月 16 日（金）～10 月 22 日（木）

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start>

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。

※お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。



(5) 配布期間

令和8年11月23日（月）～11月28日（土）

※各日9時～16時（11時30分～13時30分を除く）

※日曜日を除く。祝日はお越しいただけます。

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所

※配送等はいりません。

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか（チラシ）

【トイレパックの配布について】

資源循環局喫煙対策・美化推進課

担当 清水、三觜

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.lg.jp

【備蓄食料について】

防災・危機管理統括本部地域防災課

担当 志村、大森

電話 045-671-2011 /FAX 045-641-1677

メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

令和8年度

都筑区 防災・減災 講演会

その日が来る前に 巨大地震と私たちの備え

南海トラフ巨大地震や首都直下地震、富士山噴火など、大規模災害への備えが求められる時代を迎えています。京都大学名誉教授・鎌田浩毅氏が、最新の地球科学の知見をもとに、地震や火山災害の仕組みと私たちが今できる備えをわかりやすく解説します。災害から命を守るために、一人ひとりの防災・減災行動を考える講演会です。

日時

令和8年11月17日(火)

午後2時30分～午後4時00分

(受付：午後2時00分から)

会場

都筑公会堂(都筑区総合庁舎内)

定員

550名(事前申込み制、先着順)

入場
無料



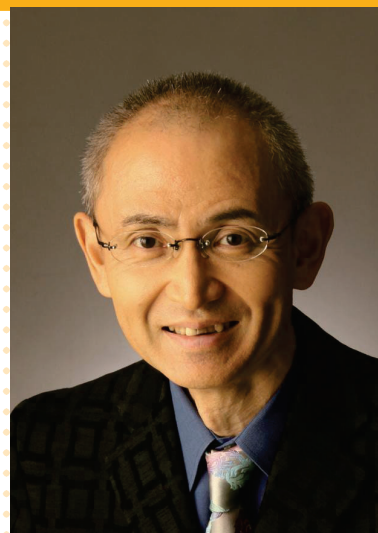
講師

鎌田 浩毅 氏

(京都大学名誉教授、地球科学者)

1955年生まれ。

筑波大学付属駒場高校卒業。東京大学理学部地学科卒業。通産省(現・経済産業省)主任研究官を経て、1997年～2021年に京都大学教授。2021年京都大学名誉教授。2023年京都大学経営管理大学院客員教授。理学博士(東京大学)。専門は地球科学・火山学・科学コミュニケーション。気象庁活火山改訂委員、日本火山学会理事などを歴任。日本地質学会論文賞受賞(1996年)。講演会・著書・雑誌で科学を明快に解説する「京大人気No.1教授」の「科学の伝道師」。テレビ「世界一受けたい授業」「情熱大陸」に出演。週刊「エコノミスト」に『鎌田浩毅の役に立つ地学』を連載中。YouTube「京都大学最終講義」は約120万回再生中。著書に『大人のための地学の教室』(ダイヤモンド社)、『富士山噴火と南海トラフ』(ブルーバックス)、『ニッポンの大地震』(ちくま新書)。第54回ベストドレッサー賞(学術・文化部門)受賞。



お申し込み期間

令和8年9月5日(土) 10:00から10月30日(金) 17:00まで

お申し込み方法

横浜市電子申請サービス(右記二次元コード)からご申請いただくか、①氏名 ②住所 ③連絡先 ④手話通訳・一時保育(0歳児から未就学児)・車いすの利用希望の要否をご記載いただき、往復はがきにしてお申し込みください。



お申し込み期限：10月30日(金) 必着

※定員超過によりご参加いただけない方には、11月10日(火)までに区役所から御連絡させていただきます。

お申し込み・お問合せ先

都筑区役所総務課

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1
TEL: 045-948-2212 FAX: 045-948-2208
E-mail: tz-bousai@city.yokohama.lg.jp

横浜グリーンエクスポ来場日時予約等の開始について【情報提供】

1 趣旨

横浜グリーンエクスポ入場チケットの来場日時予約、観覧予約及びシャトルバス予約が開始されますので、情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容（添付の記者発表資料をご参照ください）

(1) GREEN×EXPO 2027入場チケット及び4駅シャトルバス・駐車場の日時予約開始日が決定

横浜グリーンエクスポでは、会場や周辺道路の混雑をやわらげ、より多くの皆さまに安心して快適に博覧会を楽しんでいただくため、来場日時予約制を導入します。2026年9月18日から、入場チケットの来場日時予約の受付を開始するほか、シャトルバスや駐車場の事前予約も始まります。

(2) GREEN×EXPO 2027来場日時予約の詳細および観覧予約の導入について

2026年9月18日から、GREEN×EXPO 2027 全開催期間を対象とした来場日時予約の受付を先着順にて開始します。また、一部の展示では展示内容や体験方法に応じた楽しみ方を提供するため、当日予約に限定した観覧予約制が導入されます。

(3) 全国のコンビニでGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売開始します

2026年9月18日から全国のコンビニエンスストアで来場日時予約付の入場チケットを販売開始します。



NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年7月17日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027入場チケット及び 4 駅シャトルバス・駐車場の日時予約開始日が決定 （4 駅シャトルバス運賃、駐車場料金も設定） ～開幕半年前の9月18日（金）からスタート～

GREEN×EXPO協会（正式名称：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長：筒井義信、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの日時予約、シャトルバス及び駐車場の事前予約の受付を開幕半年前にあたる2026年9月18日（金）※¹から開始します。なお、これらの事前予約制は、周辺交通の混雑や来場者の集中を緩和することを目的として導入するものです。

あわせて、会場周辺の鉄道4駅※²を発着する4 駅シャトルバスの運賃及び駐車場料金についても設定いたしましたので、お知らせします。

予約方法などの詳細については、決定次第、公式ウェブサイトでお知らせします。

※¹ 駐車場（団体バス）については8月3日（月）より予約開始。

※² 相鉄本線瀬谷駅・三ツ境駅、東急田園都市線南町田グランベリーパーク駅及びJR横浜線十日市場駅。



○入場チケットの日時予約について

(予約対象期間)

- ・ GREEN×EXPO 2027 の全開催期間が対象。

(日時予約の変更)

- ・ 日時予約の変更は3回まで。
- ・ 予約日時に来場できなかった場合でも、それ以降の日時への変更が可能。
- ・ 変更3回目の予約日時に来場できなくなった場合でも、来場日当日の日時予約枠に空きがある場合、当日入場予約が可能。

(入場券に関するお問い合わせ)

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター(受付時間 平日10:00～17:00(土・日・祝日は休業))

TEL : 0570-01-8789 e-mail : ticket-info@2027tkc.com

○4 駅シャトルバス運賃

	大人	小児
一般	200円	100円
障がい者割引	100円	50円

※ 小児運賃は1歳以上12歳未満(小学生以下)を対象とし、1歳未満は無料。

※ 障がい者割引は、障がい者手帳等をお持ちの方等が対象。

※ 1歳以上6歳未満(就学前の6歳を含む)は旅客1名につき2名まで無料。



※国土地理院地図を引用・加工

○ 駐車場料金

駐車場名	車 種	区 分		駐車場料金
会場駐車場	自家用車	一般	平日	5,000円
			土休日・繁忙期	7,000円
		障がい者等	平日	2,500円
			土休日・繁忙期	3,500円
	自動二輪			2,000円
	団体バス	一般		10,000円
		障がい者等		5,000円
パーク&ライド 駐車場	自家用車		繁忙期のみ	3,000円

※ 繁忙期とは、GW・9月等の土休日。

※ 障がい者等料金の適用については、自家用車・団体バス共に、GREEN×EXPO 2027 特別割引券対象者及び車いす利用者が乗車する車両。



※国土地理院地図を引用・加工

本件に関するお問い合わせ先

【本リリースに関するお問い合わせ】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）
（シャトルバス・駐車場について）

交通対策室（担当：木嶋、北條、徳重）Tel：045-307-2048
（入場券について）

入場券部（担当：森井）Tel：045-307-2139

【入場券に関するお問い合わせ】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））
TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027（グリーンエクスポニーゼロニーナ）
開 催 場 所	横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開 催 期 間	2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日） 192日間
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha（内、会場区域80ha）
ク ラ ス	A1（最上位）クラス（AIPH承認＋BIE認定）
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」



NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年 8月27日

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 来場日時予約の詳細 および観覧予約の導入について

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会、会長:筒井義信、所在地:横浜市中区）は、2026年9月18日(金)より、入場チケットの来場日時予約を開始いたします。これに伴い、来場日時予約の時間などの詳細を決定しました。また、会場内の一部展示についても、観覧予約を導入いたします。

来場日時予約について

GREEN×EXPO 2027 では、混雑緩和および安全な運営の観点から、入場に際して来場日時予約制を導入します。9月18日(金)より、GREEN×EXPO 2027 全開催期間を対象とした来場日時予約の受付を先着順にて開始いたします。

各時間帯には混雑状況に応じ、一定の予約可能人数の上限を設定する予定です。

予約時間	予約可能対象券種
9:30-	1日券、特別割引券、 通期パス、夏パス(夏の決まった期間のみ)
10:30-	
11:30-	
12:30-	
13:30-	
14:30-	
17:00-	上記の券種に加え、夜間券

※開場時間は 9 時 30 分～21 時 30 分です。最終入場は 21 時となります。

予約した時間以降であれば、いつでも入場ができます。なお、別日の来場を希望する場合は、

来場日時の変更が必要です。(来場日時は、3回まで変更が可能です。)

○新規で来場日時指定の入場チケットを購入する場合

公式チケットサイトにおいて、「来場日時を指定して購入する」をクリックし、来場日時指定の入場チケットを購入してください。

○来場日時が指定されていない入場チケットをお持ちの場合

公式チケットサイトにログインの上、「来場日時予約」をクリックし、日時予約を行ってください。
なお、他の方がお持ちのチケットもまとめて来場日時予約を申し込むこともできます。

○公共交通機関・自家用車での来場について

会場周辺の鉄道4駅からのシャトルバス、会場駐車場を利用する場合は事前予約が必要です。

観覧予約について

GREEN×EXPO 2027では、屋外の庭園や花壇など、予約がなくても自由に楽しめる空間が大きく展開されます。一方、一部の展示については、展示内容や体験方法に応じた楽しみ方を提供するため、当日予約に限定したシンプルな予約制を導入します。

来場当日、公式チケットサイトにて、予約時間以降の枠が予約できます。また、予約時間以降であれば、入場前でも予約することが可能です。

観覧予約はチケット1枚につき1日1回までとし、予約枠は1日3回に分けて順次開放します。アクセス集中を防ぎながら、より多くの来場者に公平に観覧の機会を提供します。

観覧予約の1日のスケジュールは以下のとおりです。

観覧予約開放時間	観覧予約可能枠
8:00	10:00-12:00
11:30	12:00-17:00
16:30	17:00-各施設の最終枠まで開放

※開場時間は9時30分～21時30分です。

現在、各出展者等において、展示の観覧予約の導入について検討中であり、決定後、公式ホームページで発表します。

本件に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）

入場券部入場券課（担当：森井）

Tel：045-307-2139

入場券に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター

（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））

TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
開催場所	横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開催期間	2027年3月19日(金)～ 2027年9月26日(日) 192日間
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トウクトウク」



NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年9月2日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

全国のコンビニでGREEN×EXPO 2027の 入場チケットを販売開始します

～行きたい日が決まったら、コンビニへ。来場日時予約付チケット販売開始！～

GREEN×EXPO協会（正式名称：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長：筒井義信、所在地：横浜市中区）は、公式チケットサイト等においてGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売しております。このたび、来場日時予約が開始される2026年9月18日（金）から、全国のコンビニエンスストアで来場日時予約付の入場チケットを販売開始します。

購入機会を拡大することで、より多くの皆様にGREEN×EXPO 2027への来場を検討いただくきっかけを創出するとともに、入場チケット購入の利便性向上を図ります。

コンビニエンスストアでのチケット販売概要

1 販売予定のコンビニエンスストア

- ・セブン・イレブン
- ・ファミリーマート
- ・ローソン

2 入場チケットの詳細

○取扱券種

1日券（早割価格・通常価格）、特別割引券、夜間券

※販売時期により取扱券種が異なります。

○入場チケットの形態

紙チケット（引換不要）

○来場日時予約について

来場日時予約付のチケットのため、オンラインでの予約手続きなしで、コンビニエンスストアで発券されたチケットをお持ちいただくだけでご入場いただけます。

※来場日時を変更する場合は、発券されたチケットに記載のチケットIDを公式チケットサイトに登録の上、お客様自身で来場日時予約の変更手続きをする必要があります。

3 販売スケジュール

来場日時予約開始日の2026年9月18日（金）から販売を開始し、順次、券種や対象となる来場日時を拡大していきます。

販売期間	券種	対象期間
2026年9月18日（金） から 2026年12月8日（火）	・ 1日券 早割価格 ・ 特別割引券	2027年3月19日（金）から 2027年6月30日（水）
2026年12月9日（水） から 2027年3月18日（木）	・ 1日券 早割価格 ・ 特別割引券	全期間
2027年3月19日（金） から 2027年9月26日（日）	・ 1日券 通常価格 ・ 特別割引券 ・ 夜間券	全期間

※購入には、各販売事業者所定の発券等の手数料が必要となる場合がございます。

※展示に係る観覧予約を希望される場合は、チケットに記載のチケットIDを公式チケットサイトに登録の上、観覧予約の手続きを行っていただく必要があります。

※公共交通機関や自家用車で来場する場合は、会場周辺の鉄道4駅から発着するシャトルバス、または駐車場の予約が必要です。

本件に関するお問い合わせ先

【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）

入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））

TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
開 催 場 所	横浜市瀬谷区・旭区（旧瀬谷通信施設）
開 催 期 間	2027年3月19日(金)～ 2027年9月26日(日) 192日間
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トウキン トウキン」

自治会町内会長 各位

都筑区区政推進課長

横浜グリーンエキスポ機運醸成ステッカーの掲示について(御依頼)

日頃から、横浜グリーンエキスポの機運醸成にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

都筑区では横浜グリーンエキスポの開催に向けて、区民の皆様の関心を高めるための広報活動を進めております。

つきましては、区役所窓口で配布を開始した、「横浜グリーンエキスポ機運醸成ステッカー」をお送りしますので、町内会館や掲示板等へ掲示いただきますよう、お願い申し上げます。

1 掲示依頼物

横浜グリーンエキスポ機運醸成ステッカー:1枚

2 掲示期間

令和9年9月末日まで

※掲載期間終了後は、お手数ですが廃棄をお願いします。

3 添付資料

横浜グリーンエキスポ機運醸成ステッカーご利用にあたってのお願い

担当

都筑区役所区政推進課企画調整係
山下、永野

TEL:045-948-2226

地球と。咲きに行こう。



公式マスコットキャラクター
トウキョウトウキョウ

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会
2027.3.19-9.26 横浜・上瀬谷



横浜市

非売品
©Expo 2027

横浜グリーンエキスポ(GREEN×EXPO 2027) 機運醸成ステッカーご利用にあたってのお願い(必ずお読みください)

このステッカーは、「横浜グリーンエキスポ」の開催をみんなで盛り上げていくため、横浜市が公式に作成・配布している広報用ステッカーです。

配布の趣旨をご理解いただき、下記のお願ひ事項をご確認のうえ、ご使用ください。

1 ステッカーについて

本ステッカーは、横浜グリーンエキスポ(GREEN×EXPO 2027)を応援している気持ちを表すための公式配布物です。

掲示されていることにより、横浜市や GREEN×EXPO 協会が、特定の個人、企業、団体、商品、サービス、活動等を認証・推奨・保証・公認するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

2 ご使用いただける範囲

多くの方が利用・来訪する店舗、事業所、施設等において、窓、入口、受付周辺など、来訪者の目に触れやすい場所への掲示に限ってご使用いただけます。

3 ご使用にあたってのお願い(禁止事項)

- ・横浜グリーンエキスポ(GREEN×EXPO 2027)の品位や信用を損なうおそれのある使用
- ・商品本体や商品パッケージへの貼付
- ・チラシや販促物、広告物などへの転用
- ・ステッカーのデータのダウンロード、コピー、複製、再印刷
- ・デザインの変更、加工、切り貼り
- ・「公式認定」「市のお墨付き」「公認商品」などと誤解を招く表現や使い方
- ・第三者(関係事業者を除く)への転売、譲渡、再配布
- ・政治活動や宗教活動を目的とした使用
- ・暴力団、暴力団員又はその他の反社会的勢力と関係がある場合の使用
- ・特定の個人、企業又は団体の営利活動や宣伝のみを目的とした使用
- ・法令又は公序良俗に反する使用
- ・その他、横浜市が本ステッカーの趣旨に合わない判断する使用

3 使用期間

原則として横浜グリーンエキスポの終了日(2027年9月26日(日))までご使用いただけます。終了後、または横浜市が不適切と判断した場合には、掲示の中止や撤去をお願いすることがあります。

* 掲示及び撤去にかかる作業や費用は、使用される方のご負担となります。

* 本ステッカーの使用により生じたトラブル等について、横浜市および GREEN×EXPO 協会は責任を負いかねますのでご理解の上、ご活用ください。

問い合わせ先
横浜市 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課
TEL:045-671-4627

開催まであと半年！都筑区の街中で 横浜グリーンエキスポのPRを更に展開します

2026年9月19日（土）に、横浜グリーンエキスポは開催半年前の節目を迎えます。

これを契機に、都筑区では区内大規模イベントと連携したPRや、こどもを対象とした展示・イベントの開催、区内の装飾など、多様な取組を展開し、区民の皆様にますます横浜グリーンエキスポを身近に感じていただける場をさらに広げます。

取組1 IKEA 横浜の開業20周年を記念したイベントに都筑野菜出張朝市を出店します！

IKEA 横浜の開業20周年を記念したセレモニーイベントにおいて、都筑野菜出張朝市を出店します。環境との共生を理念とする横浜グリーンエキスポの開催、さらにその先にあるサステナブルなグリーン社会の実現に向けた取組の一つとして、地元産農産物の販売・PRを通じた「地産地消」の推進を図ります。

【日時】9月20日（日）10:00～12:00

【会場】IKEA 横浜（都筑区折本町201-1）

【主催】IKEA 横浜



イベントの
詳細はこちら



<都筑野菜出張朝市の様子>

取組2 東京都市大学横浜祭で Blooming RING をゲット！

今回で第30回を迎える東京都市大学横浜祭にて、ご来場の皆様に Blooming RING をプレゼントします。また、会場にはトウキョウトウキョウと写真を撮れるフォトスポットも設置します。ぜひお越しください。

【配布日時】9月12日（土）10:00～15:00

※横浜祭1日目みの配布となります。

【配布会場】東京都市大学 横浜キャンパス
（都筑区牛久保西3丁目3-1）
3号館2階32K教室

【注意事項】Blooming RING は限定500個
在庫がなくなり次第配布終了となります。

【横浜祭主催】東京都市大学 横浜祭実行委員会



横浜祭の
詳細はこちら



<Blooming RING>



<フォトスポットイメージ>

裏面あり



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

取組3 こどもたちが思い描く「幸せを創る明日の風景」の作品展の開催

横浜グリーンエキスポのテーマである「幸せを創る明日の風景」を題材に、放課後キッズクラブおよび放課後児童クラブに所属するこどもたちが制作した作品を展示します。

絵画や木工、プラ板、ペーパークラフトなど、こどもたちが自由な発想で創り上げた多彩な作品を通じて、未来の風景を表現します。

【日時】9月10日(木) 12:00～9月14日(月) 17:15

【会場】都筑区総合庁舎1階区民ホール

【主催】都筑区



<去年のイベントの様子>

取組4 eco チャレ 2026 で体感！横浜グリーンエキスポが目指すサステナブルなグリーン社会

小学生向けの体験型イベント「eco チャレ 2026」を開催します。

eco 実験パフォーマンスをはじめ、楽しみながら環境について学べるワークショップや展示、マルシェなどを実施します。

さらに今年度は、横浜グリーンエキスポ開幕時の未来の自分に届く手紙を書くことができる特別ブースも設置します。

家族で参加して、未来のグリーン社会について考えてみませんか？

【日時】10月10日(土) 10:00～16:00

【会場】都筑区総合庁舎

港北 TOKYU S.C. A 館1階イベントスペース
(都筑区茅ヶ崎中央5-1)

【主催】都筑区



<去年のイベントの様子>



eco チャレ 2026 の
詳細はこちら

取組5 地域の力で横浜グリーンエキスポを盛り上げる応援イベント

区内の緑化活動団体による「コキア祭」及び「里山まつり」が開催されます。各イベントでは、横浜グリーンエキスポの会場で体感できる「自然と人が共存する暮らしの心地よさ」を感じられるような、地域ならではの企画が展開されます。

(1) コキア祭

【日時】10月24日(土) 10:00～15:00

【会場】早渕川・老馬谷ガーデン

(都筑区中川三丁目早渕川沿い鍛冶橋付近)

【主催】早渕川・老馬谷ガーデン運営委員会

【共催】都筑区、東京都市大学

【内容】コキアを使ったワークショップなど



<去年のコキア祭の様子>



団体の詳細
はこちら

(2) 里山まつり

【日付】10月25日(日) 10:00～15:00

【会場】都筑中央公園(都筑区荏田東4丁目11)

【主催】NPO 法人都筑里山倶楽部

【後援】都筑区

【内容】里山の恵みを活かしたクラフト体験など



<過去の里山まつりの様子>



団体の詳細
はこちら

次頁あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



取組 6 区内歩道橋に横断幕を追加で5か所設置！

都筑区内の歩道橋に新たに5か所の横断幕を設置しました。
これにより、区内の歩道橋等への横断幕の掲出は合計15か所となり、横浜グリーンエキスポの開催に向け、街なかでのPRを一層充実させます。

【設置場所】 賀々原歩道橋、学園歩道橋、川和歩道橋、
センター北歩道橋、春雨橋

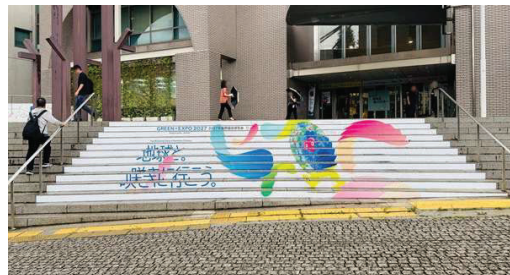
【掲出作業完了日】 8月28日（金）



取組 7 都筑区総合庁舎入口の屋外階段が横浜グリーンエキスポデザインに！

都筑区総合庁舎入口の屋外階段を、横浜グリーンエキスポのデザインに装飾しました。

【掲出開始日】 8月27日（木）



取組 8 区内PRボックスを横浜グリーンエキスポデザインにリニューアル

都筑区内の市営地下鉄仲町台駅、都筑ふれあいの丘駅、北山田駅に設置されているPRボックス（※）を、横浜グリーンエキスポのデザインにリニューアルしました。

【設置作業完了日】 8月18日（火）

※PRボックスは、広報よこはまや横浜市発行のパンフレットなどを入手できる配架用ラックで、駅や公共機関などに設置されています。



お問合せ先

（取組3、6以外について）都 筑 区 区 政 推 進 課 長	橋本	Tel 045-948-2220
（取組3について）都筑区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長	古橋	Tel 045-948-2470
（取組6について）都筑区都筑土木事務所副所長	川口	Tel 045-942-0606



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷





都筑野菜 朝市



横浜市脱炭素応援キャラクター
バクバク

「都筑野菜」は、“新鮮でおいしい野菜”であると同時に、
身近で消費することで輸送に伴うCO₂が抑えられる“環境にやさしい野菜”!
朝市を利用して地産地消を進めよう!

日時 10月・1～3月 第2・4火曜日/第4土曜日 9:30～12:15
11月・12月 第2土曜日も追加開催! 9:30～13:00

※売り切れ次第終了

※天候の影響等により、農作物の品薄や予告なしに中止する場合があります。

月	第2火曜日	第2土曜日	第4火曜日	第4土曜日
10	10月13日(火)		10月27日(火)	10月24日(土)
11	11月10日(火)	11月14日(土)	11月24日(火)	11月28日(土)
12	12月8日(火)	12月12日(土)	12月22日(火)	12月26日(土)
1	1月12日(火)		1月26日(火)	1月23日(土)
2	2月9日(火)		お休み	お休み
3	3月9日(火)		3月23日(火)	3月27日(土)

上記日程のほか、11月3日(月・祝)開催の都筑区民まつりにも出店!
10月24日(火)からは焼き芋の販売(※)も開始します!
ぜひマイバッグをお持ちのうえ、お越しください。

※天候の影響等により、予告なしに販売開始時期を変更する場合があります。
材料がなくなり次第、焼き芋の販売は中止となります。



会場

都筑区総合庁舎 駐車場横通路

(市営地下鉄センター南駅下車 徒歩6分)

問合せ:都筑区区政推進課企画調整係

TEL 948-2227

FAX 948-2399



公式マスコットキャラクター トゥーントゥンク

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

都筑野菜

IKEA 横浜にて開催！！

IKEA 横浜のイベントページより
出張朝市の情報をチェック！！

出張朝市



会場

IKEA 横浜 1階エントランス (折本町201-1)

日時

下記一覧表のとおり 10:00~12:00

※売り切れ次第終了

※天候の影響等により、農作物の品薄や予告なしに中止する場合があります。

開催日	出展農家
10月4日(日)	マルイファーム
11月15日(日)	マルイファーム
12月6日(日)	マルイファーム
1月17日(日)	マルイファーム
2月7日(日)	マルイファーム
3月7日(日)	マルイファーム

「都筑野菜」は、“新鮮でおいしい野菜”であると同時に、
身近で消費することで輸送に伴うCO₂が抑えられる“環境にやさしい野菜”！
朝市を利用して地産地消を進めよう！



問合せ: 都筑区区政推進課企画調整係

TEL 948-2227

FAX 948-2399



公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027



＜出店農家一覧＞

開催日	出店農家	販売品
10月13日(火)	都筑ふれあい朝市、織茂養鶏場	季節の野菜、卵
10月24日(土)	アーツファクトリー、キッチンファーム、まつむら農園	季節の野菜
10月27日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
11月10日(火)	都筑ふれあい朝市、織茂養鶏場	季節の野菜、卵
11月14日(土)	キッチンファーム、まつむら農園	季節の野菜
11月24日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
11月28日(土)	アーツファクトリー、キッチンファーム、まつむら農園	季節の野菜
12月8日(火)	都筑ふれあい朝市、織茂養鶏場	季節の野菜、卵
12月12日(土)	キッチンファーム、まつむら農園	季節の野菜
12月22日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
12月26日(土)	キッチンファーム、まつむら農園	季節の野菜
1月12日(火)	都筑ふれあい朝市、織茂養鶏場	季節の野菜、卵
1月23日(土)	アーツファクトリー、キッチンファーム、まつむら農園	季節の野菜
1月26日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
2月9日(火)	都筑ふれあい朝市、織茂養鶏場	季節の野菜、卵
2月23日(火)	お休み	
2月27日(土)	お休み	
3月9日(火)	都筑ふれあい朝市、織茂養鶏場	季節の野菜、卵
3月23日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
3月27日(土)	アーツファクトリー、キッチンファーム、まつむら農園	季節の野菜

※天候影響等により、予告なしに農作物の品薄や中止する場合、出店農家が変更になる場合があります。

75 歳以上でひとり暮らしなどの皆様を対象に 民生委員・児童委員等がお宅を訪問します

～横浜市「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」実施のお知らせ～

横浜市では、民生委員・児童委員、地域包括支援センター（地域ケアプラザ）、区役所が連携し、日常の相談支援や地域における見守り活動につなげていくため、75 歳以上でひとり暮らしなどの高齢者の皆様を訪問する取組を行っています。

このたび、お住まいの地区の民生委員が、9 月から 11 月にかけて、対象となるお宅を訪問し、近況や日常生活の困りごとなどを伺います。

訪問する民生委員は民生委員・児童委員証を携帯しています。また、守秘義務がありますので、お困りごとがありましたら、安心してご相談ください。

訪問させていただく方

今年度は、都筑区にお住まいの次の方に事前に郵送にて訪問希望の有無を確認しています。

今回はその中で、訪問を希望された方及びご回答がなかった方を訪問します。

- ・ 単身世帯：75 歳以上でひとり暮らしの方
- ・ 複数世帯：75 歳以上の方だけで構成された世帯（夫婦や兄弟など）

※地区の状況により、訪問対象を 80 歳以上としている場合や単身世帯のみとしている場合があります。

- （注）・令和 8 年 4 月時点の住民基本台帳のデータを使用しますので、実際にはひとり暮らしではない場合や入院・入所をされている場合にも、お宅を訪問させていただくことがあります。
- ・ 昨年までに民生委員が訪問させていただいた方、既に民生委員とつながりのある方、介護保険の認定を受けケアマネジャーと契約している方等は、原則訪問しません。

民生委員が訪問する時期

令和 8 年 9 月～11 月頃まで

※地域包括支援センター（地域ケアプラザ）や都筑区役所職員が訪問する場合もあります。



（裏面あり）

■ 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、地域の皆様の生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるように、区役所や地域包括支援センター（地域ケアプラザ）等の専門機関につなぐ「つなぎ役」として活動しています。

今後、お困りごとが生じた際には、民生委員とつながりを持つことが可能です。その場合は、下記問合せ先に、ご連絡ください。

民生委員は、次のような活動をしています！



身近な相談相手となり、必要な支援先につなぎます。



地域の見守りやひとり暮らし高齢者等の訪問などを行っています。



昼食会やサロンなどの居場所、交流の場づくりをしています。

■ 地域包括支援センター（地域ケアプラザ）について

さまざまな相談を受け付け、介護保険をはじめとした医療や福祉等のサービスの情報提供を行っています。保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門のスタッフがご相談に応じます。

<問合せ先>

都筑区役所 福祉保健センター 福祉保健課 運営企画係

住所 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電話 045-948-2341 FAX 045-948-2354

（月曜日から金曜日（土日・祝日・12月29日から1月3日を除く）午前8時45分から午後5時まで）

民生委員・児童委員が訪問をご希望するお宅に伺います！

～横浜市「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」～

令和8年7月 都筑区福祉保健課

横浜市では、民生委員・児童委員が皆様のお宅を訪問し、日常生活上の困りごと等をお伺いし、相談支援や地域における見守り活動につなげていくために、本事業に取り組んでいます。



【ご回答ください】

同封のはがきに、次のいずれかをご記入の上、7月31日(金)までに投函をお願いいたします。

(はがきでのご回答が難しい場合、裏面に記載の問合せ先にご連絡ください。)

民生委員による「訪問を希望する」／「訪問を希望しない」

※ご回答がない場合、訪問をさせていただく可能性がありますので、ご承知おきください。

※個人情報保護のため、同封の保護シートではがきの記載内容を隠してください。

※同居されている方がいらっしゃる場合は、家庭内でご相談の上、記載をお願いします。

■ 訪問させていただきたい方

・都筑区にお住まいの次のいずれかの方

75歳以上のひとり暮らしの方 または 75歳以上の方で構成されている世帯

(地区の状況により、訪問対象を80歳以上としている場合があります。)

※昨年までに民生委員が訪問させていただいた方、民生委員と既につながりがある方、介護保険の認定を受けケアマネジャーと契約している方等は原則訪問しません。

■ 訪問時期について

令和8年9月から令和8年11月頃まで

※地域によっては、地域包括支援センターの職員が訪問する場合があります。

裏面あり

民生委員・児童委員について

必要な時に、民生委員・児童委員とつながるために…

民生委員・児童委員は、地域の皆さんの生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるように、区役所や地域ケアプラザ等の専門機関につなぐ「つなぎ役」として活動しています。

今後、お困りごとが生じた際には、民生委員とつながりを持つことが可能です。その場合は、下記問合せ先に、ご連絡ください。

民生委員は次のような活動をしています！



身近な相談相手となり、必要な支援先につなぎます。



地域の見守りやひとり暮らし高齢者等の訪問などを行っています。



昼食会やサロンなどの居場所、交流の場づくりをしています。

※民生委員・児童委員は法律に基づき、地域からの推薦により厚生労働大臣から委嘱されており、**守秘義務**があります。

<問合せ先>

都筑区役所 福祉保健センター 福祉保健課 運営企画係

住所 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電話 045-948-2341 FAX 045-948-2354

(月曜日から金曜日(土日・祝日・12月29日から1月3日を除く))

午前8時45分から午後5時まで)

令和8年9月
横浜市医療局

横浜市からのお知らせ

インフルエンザが例年より早く流行しているため、令和8年度の「高齢者インフルエンザ予防接種」は、接種体制が整った医療機関から順次実施します。

【注意】

- ・インフルエンザワクチンの入荷等の状況により、接種開始日は医療機関ごとに異なります。協力医療機関にお問い合わせください。
- ・新型コロナの定期予防接種は、10月1日（木）からです。

「令和8年度 高齢者インフルエンザ予防接種のご案内」の更新箇所

■ 1 ページ 「実施期間と回数」

令和8年 10月1日～令和8年12月31日 までの間に1回



令和8年 9月下旬～令和8年12月31日 までの間に1回

■ 3 ページ 自己負担免除対象者確認書の受付期間（区役所窓口）

令和8年 10月1日から令和8年12月28日まで



令和8年 9月16日から令和8年12月28日まで

■ 4 ページ 自己負担免除対象者確認書の受付期間（郵送で申請する場合）

令和8年 10月1日から令和8年12月4日まで



令和8年 9月16日から令和8年12月4日まで

令和8年度 高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

予防接種の有効性	インフルエンザの予防接種は、発病防止や重症化防止に有効な手段のひとつです。予防接種後、免疫がつくまで2週間程度かかり、効果の持続期間は約5か月とされていますので、早めの接種が効果的です。
対象者	横浜市内に住民登録があり、接種日現在で(1)(2)のいずれかに該当する方 (1) 65歳以上の方 (2) 60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、 又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に1級相当の障害のある方
実施期間と回数	令和8年10月1日～令和8年12月31日までの間に1回
接種場所	横浜市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関 ・協力医療機関は、横浜市医療局のウェブページで確認してください。 ・予約が必要な場合があります。事前に協力医療機関へお問合せください。 
使用するワクチン	インフルエンザHAワクチン ※高用量インフルエンザHAワクチンは、令和8年度の定期接種への導入が見送られたため、対象となりません。
自己負担額	2,300円（医療機関へお支払いください） (1)～(3)のいずれかに該当する方は、接種する際に所定の書類を協力医療機関に提出することで、自己負担額が免除（無料）になります。（詳細はP3） (1) ご本人を含む同じ世帯にいる方全員が市民税非課税の方 (2) 生活保護を受けている方 (3) 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方
接種に必要なもの	住所・氏名・生年月日を確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証等） これに加え、 ・対象者(2)に該当する方：1級の身体障害者手帳（手帳申請中の場合は、申請時に提出した「身体障害者診断書・意見書」の写し） ・接種費用免除対象者に該当する方：所定の書類（詳細はP3）
同時接種	医師が特に必要と認めた場合に、新型コロナウイルスワクチンや带状疱疹ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン等と同時接種が可能です。

1 予防接種を受ける前に ～必ずお読みください～

・一般的な注意事項

- インフルエンザ予防接種は、ご本人が接種を希望する場合に接種を行いますので、有効性や副反応等を十分に理解した上で接種を受けてください。
- ご本人の意思確認ができなかった場合には、本市の費用助成による接種を受けることはできません。
- 市外の医療機関での接種を希望する場合は、予防接種健康被害救済制度の適用を受けるにあたり、接種前に横浜市が発行する「予防接種実施依頼書」の申請が必要になります。ただし、接種費用は全額自己負担となります。詳細については、お住まいの区の区役所福祉保健課健康づくり係にお尋ねください。

・予防接種を受けることが適当でない方

- 明らかな発熱（37.5 度以上）を呈している方
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- インフルエンザワクチンの接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある方
- その他、医師が不適当な状態と判断した方

・予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方
- 予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- 過去にけいれんの既往のある方
- 過去に免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- インフルエンザワクチンの成分に対してアレルギーを呈する恐れのある方
- 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある方

・予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- 接種後 30 分間は急な副反応が起こることがあるため、医師とすぐに連絡を取れるようにしましょう。
- ワクチンの副反応の多くは 24 時間以内に出現するため、この間は体調に注意しましょう。
- 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

2 インフルエンザ予防接種の副反応

比較的多くみられる副反応には、接種した場所の赤み、腫れ、痛み等が挙げられます。接種を受けた方の 10～20%に起こりますが、通常 2～3 日で消失します。全身性の反応としては、発熱、頭痛、悪寒、倦怠感などがみられ、接種を受けた方の 5～10%に起こりますが、こちらも通常 2～3 日で消失します。また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み、掻痒感、呼吸困難等）がみられることもあります。

接種後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、血圧低下、高熱などが現れたら、医師の診察を受けてください。

3 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残ったりなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。詳しくは、お住まいの区の区役所福祉保健課健康づくり係にお問合せください。

4 自己負担額の免除について

次の1～3の方は、確認書類のいずれか1点を協力医療機関へ提出すると、**接種費用が免除**となります。

確認書類		確認点（ア、イはともに満たす必要あり）
1 市民税非課税世帯の方（ご本人を含む世帯全員）		
(1) 介護保険料額決定通知書（コピー）	65歳以上の方に毎年6月に発送	ア 令和8年度に横浜市発行のもの イ 保険料段階：第1～4段階 ※再発行できません
(2) 介護保険料額通知書（コピー）	65歳になった際などに発行	
(3) 介護保険負担限度額認定証（コピー）	介護施設への入所等の際、申請により発行	ア 令和8年度に自治体発行のもの イ 第1段階～第3段階①または② ※「境界層該当」は不可
(4) 後期高齢者医療資格確認書（コピー）	マイナ保険証をお持ちでない方などに発行（＊）	ア 広域連合発行で有効期限内のもの イ 「区分（区）Ⅰ」または「区分（区）Ⅱ」 （記載のない場合は使用不可）
2 生活保護を受けている方（保護基準の見直しにより保護廃止となった方も含む）		
(5) 休日・夜間等診療依頼証（コピー）		自治体発行で令和8年度に有効なもの
(6) 生活保護費支給証（コピー）		
(7) 生活保護受給証明書（原本）		自治体発行で有効期間内のもの
3 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方		
(8) 本人確認証（コピー）		横浜市発行で有効期間内のもの

＊75歳以上でマイナ保険証をお持ちの方は、限度額情報の提供に同意することで、写しが不要となる場合があります。

■確認書類はご本人の書類に限ります。必ず接種の前に医療機関へご提出ください。

■「非課税証明書」は世帯全員の非課税を証明するものではないため、確認書類として使用できません。

・確認書類をお持ちでない場合

区役所窓口、または郵送で「自己負担免除対象者確認書」を申請し、交付を受けてください。接種の際、確認書を協力医療機関へ提出すると、**接種費用が免除**となります。

※令和8（2026）年1月1日時点で、本人含む世帯員の中で横浜市外在住の方がいる場合は、手続き内容が変わります。詳しくは各区役所の福祉保健課健康づくり係にお問合せください。

■区役所窓口（福祉保健課 健康づくり係）で申請する場合

受付期間	令和8年10月1日から令和8年12月28日まで	発行までの期間	原則、当日
必要書類			

65歳以上の対象者本人が申請する場合	住所、氏名、生年月日を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
60歳～64歳の対象者本人が申請する場合	・住所、氏名、生年月日を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） ・心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能にかかる1級の身体障害者手帳（※身体障害者手帳申請中の場合は、申請時に提出した身体障害者診断書・意見書の写し）
被接種者と同一世帯の方による代理申請の場合	上記の年齢ごとに必要な書類に加えて、代理人の方の本人確認書類
被接種者と同一世帯以外の方による代理申請の場合	上記の年齢ごとに必要な書類に加えて、 ・代理人の方の本人確認書類 ・接種を受ける方の印鑑、または委任状

（郵送の申請方法は次頁）

■郵送で申請する場合

受付期間 令和8年10月1日から令和8年12月4日まで（必着）

発行までの期間 2週間程度

申請手順

1 申請書を記入	以下のア、イいずれかの方法で必要事項を記入 ア 専用の様式を横浜市医療局のウェブページから印刷し、必要事項を記入 イ 便せんなどの用紙に以下の情報と文言を記入 ・接種を受ける方の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、電話番号 ・「高齢者インフルエンザ予防接種自己負担免除申請」及び「自己負担免除の確認対象者及びその属する世帯員について、市・県民税の課税状況等を調査することに同意します。」
2 返信用封筒を用意	返信用の封筒に、住所・氏名・郵便番号を記入し、必要な金額分の切手を貼付
3 必要書類 ※代理申請の場合のみ	代理による申請の場合は、以下の(1)～(4)の書類すべてを同封 (1) 委任状 (2) 接種を受ける方の本人確認書類のコピー (3) 代理人の本人確認書類のコピー (4) 高齢者施設職員や後見人等、同一世帯員以外の方が申請する場合、名刺等の接種者との関係がわかる書類
4 申請書送付	1～3を以下の宛先へ送付 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 横浜市医療局 健康安全課予防接種係 宛

5 問合せ先 など

・接種後の症状など医学的なご相談

医学的な個別のアドバイスをご希望の場合は、直接、接種医にご相談ください。また、接種後に体調が悪くなった場合は、すぐに接種医、またはかかりつけ医の診察を受けてください。

・インフルエンザ予防接種に関する一般的なお問合せ

■横浜市予防接種コールセンター（9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く））

電話：045-330-8561

FAX：045-664-7296 対応言語：日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली

※医療機関のご予約やワクチン在庫照会に関する問合せには対応しておりません。

■横浜市医療局ウェブページ

インフルエンザ予防接種に関する情報が掲載されています。

横浜市 高齢者インフル

検索



・窓口でお手続きが必要な場合

■各区福祉保健課 健康づくり係

開庁時間：：8:45～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）

区	電 話	FAX	区	電 話	FAX	区	電 話	FAX
青 葉	978-2438	978-2419	港 南	847-8438	846-5981	戸 塚	866-8426	865-3963
旭	954-6146	953-7713	港 北	540-2362	540-2368	中	224-8332	224-8157
泉	800-2445	800-2516	栄	894-6964	895-1759	西	320-8439	324-3703
磯 子	750-2445	750-2547	瀬 谷	367-5744	365-5718	保土ヶ谷	334-6345	333-6309
神 奈 川	411-7138	316-7877	都 筑	948-2350	948-2354	緑	930-2357	930-2355
金 沢	788-7840	784-4600	鶴 見	510-1832	510-1792	南	341-1185	341-1189

令和8年9月発行 横浜市医療局健康安全課予防接種係（〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10）

令和8年度 新型コロナウイルス感染症予防接種のご案内

新型コロナウイルス感染症について	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、SARS-CoV-2 と呼ばれるコロナウイルスによって引き起こされる疾患です。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感ですが、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等の症状がみられることがあります。特に、高齢者や一定の基礎疾患を有する方等が感染すると重症化するリスクがあります。
対 象 者	横浜市内に住民登録があり、接種日現在で(1) (2) のいずれかに該当する方 (1) 65 歳以上の方 (2) 60 歳～64 歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に1級相当の障害のある方
実施期間と回数	令和8年 10 月 1 日～令和9年 2 月 28 日 までの間に 1 回
接 種 場 所	横浜市新型コロナウイルス感染症予防接種協力医療機関 ・協力医療機関は、横浜市医療局のウェブページで確認してください。 ・予約が必要な場合があります。事前に協力医療機関へお問合せください。 
自己負担額	7,000 円（医療機関へお支払いください） (1)～(3)のいずれかに該当する方は、接種する際に所定の書類を協力医療機関に提出することで、自己負担額が免除（無料）になります。（詳細はP3） (1) ご本人を含む同じ世帯にいる方全員が市民税非課税の方 (2) 生活保護を受けている方 (3) 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方
接 種 に 必要なもの	住所・氏名・生年月日を確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証等） これに加え、 ・対象者(2)に該当する方：1級の身体障害者手帳（手帳申請中の場合は、申請時に提出した「身体障害者診断書・意見書」の写し） ・接種費用免除対象者に該当する方：所定の書類（詳細はP3）
同 時 接 種	医師が特に必要と認めた場合に、インフルエンザワクチンや带状疱疹ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン等と同時接種が可能です。

1 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

新型コロナワクチンは、有効性及び安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

2 予防接種を受ける前に ～必ずお読みください～

・一般的な注意事項

- 新型コロナウイルス感染症予防接種は、**ご本人が接種を希望する場合に接種を行いますので**、有効性及び副反応等を十分に理解した上で接種を受けてください。
- ご本人の意思確認ができなかった場合には、本市の費用助成による接種を受けることはできません。
- 市外の医療機関での接種**を希望する場合は、予防接種健康被害救済制度の適用を受けるにあたり、接種前に横浜市が発行する「予防接種実施依頼書」の申請が必要になります。ただし、**接種費用は全額自己負担**となります。詳細については、お住まいの区の区役所福祉保健課健康づくり係にお尋ねください。

・予防接種を受けることが適当でない方

- 明らかな発熱（37.5 度以上）を呈している方
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 新型コロナワクチンの接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある方
- その他、医師が不適当な状態と判断した方

・予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方
- 予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- 過去にけいれんの既往のある方
- 過去に免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- 新型コロナワクチンの成分に対してアレルギーを呈する恐れのある方
- 血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方

・予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- 接種後 30 分間は急な副反応が起こることがあるため、医師とすぐに連絡を取れるようにしましょう。
- ワクチンの副反応の多くは 24 時間以内に出現するため、この間は体調に注意しましょう。
- 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

3 新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

新型コロナワクチンの主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等があります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

また、稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシー、ごく稀ではあるものの、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎、ギラン・バレー症候群が報告されています。接種後に気になる症状があった場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

4 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残ったりなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。詳しくは、お住まいの区の区役所福祉保健課健康づくり係にお問合せください。

5 自己負担額の免除について

次の1～3の方は、確認書類のいずれか1点を協力医療機関へ提出すると、接種費用が免除となります。

確認書類		確認点（ア、イはともに満たす必要あり）
1 市民税非課税世帯の方（ご本人を含む世帯全員）		
(1) 介護保険料額決定通知書（コピー）	65歳以上の方に毎年6月に発送	ア 令和8年度に横浜市発行のもの イ 保険料段階：第1～4段階 ※再発行できません
(2) 介護保険料額通知書（コピー）	65歳になった際などに発行	
(3) 介護保険負担限度額認定証（コピー）	介護施設への入所等の際、申請により発行	ア 令和8年度に自治体発行のもの イ 第1段階～第3段階①または② ※「境界層該当」は不可
(4) 後期高齢者医療資格確認書（コピー）	マイナ保険証をお持ちでない方などに発行（※）	ア 広域連合発行で有効期限内のもの イ 「区分（区）Ⅰ」または「区分（区）Ⅱ」 （記載のない場合は使用不可）
2 生活保護を受けている方（保護基準の見直しにより保護廃止となった方も含む）		
(5) 休日・夜間等診療依頼証（コピー）		自治体発行で令和8年度に有効なもの
(6) 生活保護費支給証（コピー）		
(7) 生活保護受給証明書（原本）		自治体発行で有効期間内のもの
3 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方		
(8) 本人確認証（コピー）		横浜市発行で有効期間内のもの

※75歳以上でマイナ保険証をお持ちの方は、限度額情報の提供に同意することで、写しが不要となる場合があります。

■確認書類はご本人の書類に限ります。必ず接種の前に医療機関へご提出ください。

■「非課税証明書」は世帯全員の非課税を証明するものではないため、確認書類として使用できません。

・確認書類をお持ちでない場合

区役所窓口、または郵送で「自己負担免除対象者確認書」を申請し、交付を受けてください。接種の際、確認書を協力医療機関へ提出すると、接種費用が免除となります。

※令和8（2026）年1月1日時点で、本人含む世帯員の中で横浜市外在住の方がいる場合は、手続き内容が変わります。詳しくは各区役所の福祉保健課健康づくり係にお問合せください。

■区役所窓口（福祉保健課 健康づくり係）で申請する場合

受付期間 令和8年10月1日から令和9年2月26日まで **発行までの期間** 原則、当日

必要書類

65歳以上の対象者本人が申請する場合	住所、氏名、生年月日を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
60歳～64歳の対象者本人が申請する場合	・住所、氏名、生年月日を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） ・心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能にかかる1級の身体障害者手帳（※身体障害者手帳申請中の場合は、申請時に提出した身体障害者診断書・意見書の写し）
被接種者と同一世帯の方による代理申請の場合	上記の年齢ごとに必要な書類に加えて、代理人の方の本人確認書類
被接種者と同一世帯以外の方による代理申請の場合	上記の年齢ごとに必要な書類に加えて、 ・代理人の方の本人確認書類 ・接種を受ける方の印鑑、または委任状

（郵送の申請方法は次頁）

■郵送で申請する場合

受付期間 令和8年10月1日から令和9年2月5日まで（必着）

発行までの期間 2週間程度

申請手順

1 申請書を記入	以下のア、イいずれかの方法で必要事項を記入 ア 専用の様式を横浜市医療局のウェブページから印刷し、必要事項を記入 イ 便せんなどの用紙に以下の情報と文言を記入 ・接種を受ける方の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、電話番号 ・「新型コロナウイルス感染症予防接種自己負担免除申請」及び「自己負担免除の確認対象者及びその属する世帯員について、市・県民税の課税状況等を調査することに同意します。」
2 返信用封筒を用意	返信用の封筒に、住所・氏名・郵便番号を記入し、必要な金額分の切手を貼付
3 必要書類 ※代理申請の場合のみ	代理による申請の場合は、以下の(1)～(4)の書類すべてを同封 (1) 委任状 (2) 接種を受ける方の本人確認書類のコピー (3) 代理人の本人確認書類のコピー (4) 高齢者施設職員や後見人等、同一世帯員以外の方が申請する場合、名刺等の接種者との関係がわかる書類
4 申請書送付	1～3を以下の宛先へ送付 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 横浜市医療局 健康安全課予防接種係 宛

6 問合せ先 など

・接種後の症状など医学的なご相談

医学的な個別のアドバイスをご希望の場合は、直接、接種医にご相談ください。また、接種後に体調が悪くなった場合は、すぐに接種医、またはかかりつけ医の診察を受けてください。

・新型コロナウイルス感染症予防接種に関する一般的な問合せ

■横浜市予防接種コールセンター（9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く））

電話：045-330-8561

FAX：045-664-7296 対応言語：日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली

※医療機関のご予約やワクチン在庫照会に関する問合せには対応しておりません。

■横浜市医療局ウェブページ

新型コロナウイルス感染症予防接種に関する情報が掲載されています。

横浜市 新型コロナワクチン

検索



・窓口でお手続きが必要な場合

■各区福祉保健課 健康づくり係

開庁時間：：8:45～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）

区	電 話	FAX	区	電 話	FAX	区	電 話	FAX
青 葉	978-2438	978-2419	港 南	847-8438	846-5981	戸 塚	866-8426	865-3963
旭	954-6146	953-7713	港 北	540-2362	540-2368	中	224-8332	224-8157
泉	800-2445	800-2516	栄	894-6964	895-1759	西	320-8439	324-3703
磯 子	750-2445	750-2547	瀬 谷	367-5744	365-5718	保土ヶ谷	334-6345	333-6309
神 奈 川	411-7138	316-7877	都 筑	948-2350	948-2354	緑	930-2357	930-2355
金 沢	788-7840	784-4600	鶴 見	510-1832	510-1792	南	341-1185	341-1189

令和8年9月発行 横浜市医療局健康安全課予防接種係（〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10）

第 10 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) の市民意見募集について

1 趣旨

令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間を計画期間とする「第 10 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第 10 期計画」という。）」の策定に向けた市民意見募集（パブリックコメント）の実施について御説明します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法・介護保険法に基づき策定する、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

また、「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法において市町村が策定するよう努めることとされた計画です。これら 3 つの計画を合わせて「よこはまポジティブエイジング計画」としています。

この計画に基づき、3 年間の

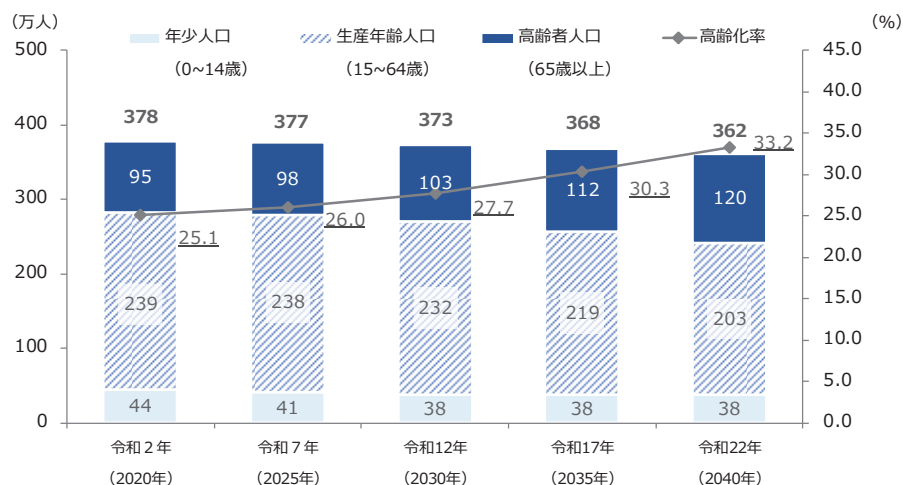
- 高齢者施策の方向性
- 介護保険サービスの見込量（施設整備方針含む）
- 第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料 等を決定します。

4 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者人口の増加

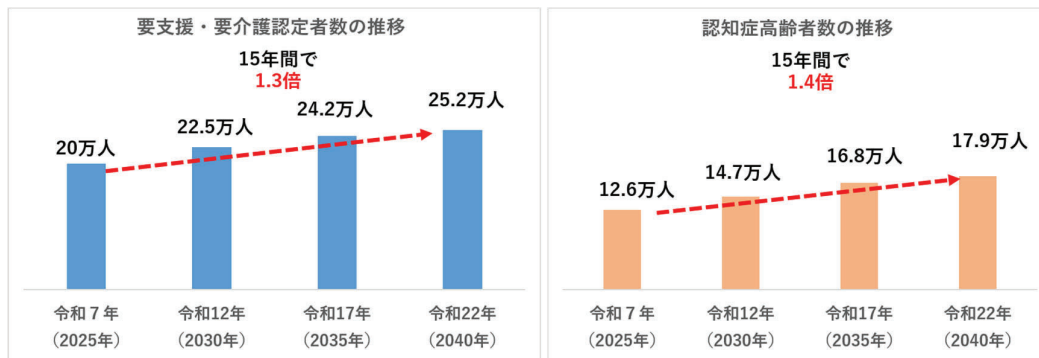
本市の総人口は減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）は引き続き増加傾向であり、2040 年には 120 万人に増加し、市内人口の 3 人に 1 人が高齢者になると推計されています。

また、生産年齢人口については減少が見込まれます。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて、介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスの一層の充実が必要となります。



5 素案の概要

(1) 基本目標

第9期計画から引き続き、「ポジティブエイジング」としました。

(2) ロジックモデルの活用

第10期計画策定においては、「市民の実感」を評価軸とした「目指すべき状態」を「成果指標（アウトカム）」として設定し、施策・事業の進捗管理を適時適切に実施します。

(3) 取組の柱

基本目標	2040年に目指す姿(長期アウトカム)
ポジティブエイジング 誰もが、いつまでも、 どんなときも、 自分らしくいられる 「横浜型地域包括ケア システム」を社会全体で紡ぐ 横浜市中期計画2026～2029 における政策目標・政策効果 市民の皆様の暮らしの意識 高齢者にとって暮らしやすいまちとなっている 中間的な政策効果 高齢者が自分の望む生活スタイルで暮らしている 高齢者にとって暮らしやすいまちだと答えた市民の割合 高齢者をポジティブにイメージしている人の割合	I 誰もが安心して、安全に暮らせる地域を目指して 地域における見守りや支え合い、人生の最終段階に向けた備え、災害への備えなどが充実し、高齢者にとって暮らしやすいまちとなっている。 II 自分らしくいきいきと暮らすために 高齢者が生きがいや役割を持ちながら、要支援・要介護状態になることをできるだけ予防し、どのような状態でも多様な資源を選択しながら自分らしく生活ができています。 III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して 在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実や多職種連携の強化が進み、一人ひとりの状況に応じたケアを一体的に提供することができています。市民の多くが人生の最期まで住み慣れた地域で療養することができています。 IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して 施設・住まいの整備や、施設・住まいに関する相談体制が充実することで、日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた施設や住まいを選択して自分らしく暮らすことができています。 V 安心の介護を提供するために 介護人材の確保、定着支援、専門性の向上、介護現場の業務改善(生産性の向上)に取り組むことで、質の高い介護サービスを安定的に提供できています。 VI 安定した介護保険制度の運営に向けて 介護サービスを安心して利用できる仕組みが持続的に確保され、誰もが必要なときに質の高いサービスを安定して受けることができています。 VII 認知症施策推進計画の施策の展開 ～認知症に理解のある共生社会の実現を目指して～ 認知症に関心を持つ人が増え、地域全体で理解と支援が広がり、認知症の人が安心して暮らし、役割を持って生きられる社会ができています。

6 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

令和8年10月1日（木）から10月31日（土）まで

(2) 意見募集及び周知方法

ア 素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をウェブサイトで公表するとともに、窓口(※)で素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、電子メール郵便及びFAXで受け付けます。

※市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等

イ 関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

7 策定スケジュール（予定）

時期		内容
令和8年	9月中下旬	計画素案公表
	10月	パブリックコメントの実施
令和9年	1月～2月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	3月	計画策定、介護保険条例の改正
	4月	介護保険料の改定

8 参考

計画素案・素案説明動画については、記者発表による公表後、ウェブサイトへ掲載いたします。次の二次元コードまたは「ポジティブエイジング計画 10期」で検索することにより、アクセスいただけます。

ポジティブエイジング計画 10期

検索



担 当：健康福祉局高齢健康福祉課計画調整係
郷原、磯部、川端

電 話：045-671-3412

メール：kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp

次期都筑区アクションプランの策定について

1 都筑区アクションプランとは

横浜市が作成する「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（ポジティブエイジング計画）」を補足する区ごとの計画です。

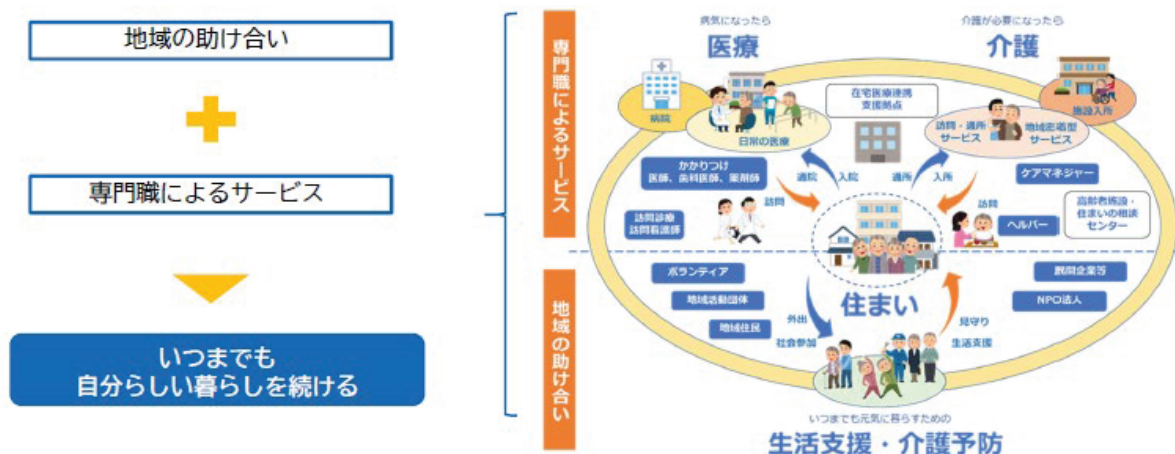
現在、令和9年度からの次期計画策定に向け、検討しています

【目的】

- ・横浜型「地域包括ケアシステム」を深化・推進に向けて、区域における支援者・関係者間で同一の目標を共有し、多職種が連携した一体的なケアが提供できるような仕組みを実現するためのもの
- ・高齢者に関わる医療・介護・生活支援・福祉の支援者が共通認識をもって取り組むための行動計画

2 横浜型「地域包括ケアシステム」とは

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう「介護」「医療」「生活支援・介護予防」「住まい」が一体的に提供されるサービス体制です。

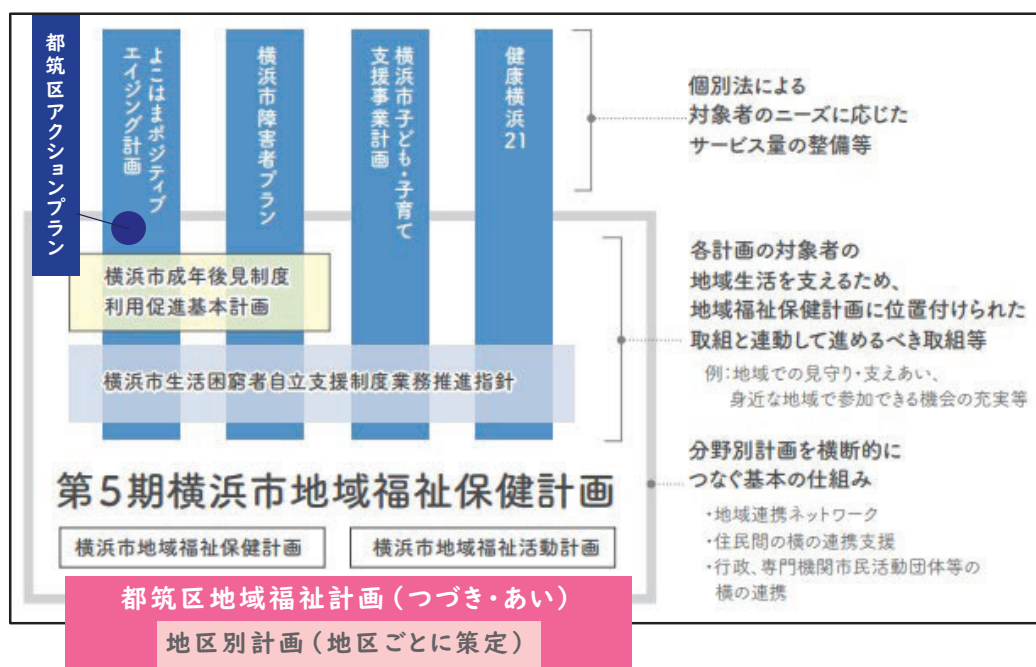


3 ポジティブエイジング計画と区アクションプランの関係

第10期のよこはまポジティブエイジング計画における横浜市が目指す中長期的な戦略、目標に併せて、令和9年度施行に向けて、区アクションプランを策定します。

	よこはまポジティブエイジング計画 (横浜市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画)	区アクションプラン
考え方	本市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、中長期的な戦略を示す	日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえた、区ごとの中長期的な戦略を示す
位置付け	法定計画 老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条 その他 認知症基本法第13条	任意計画 左記計画を補足するもの
期間	現在は第9期(2024年度～2026年度) 次期第10期は2027年度～2029年度 3年ごとに策定	現計画は、～2026年度まで 次期は2027年度～2030年度 4年ごとに策定

4 地域福祉保健計画との関係



無料

～ 健康は健口(けんこう)から～

先着**480**名限定

訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和8年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》

令和8年9月1日～令和9年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者の**ADL**（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上（神奈川県後期高齢者医療制度対象者）で**要介護3以上※の方**

※ **要支援1・2、要介護1・2の方**は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に**本事業の対象となります**。

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・**定期健診等**の管理を受けている方は対象外

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

*むし歯等の問題が見つかった場合で、**後日診療・治療をする場合は**、保険診療となります。

◇自己負担：**無 料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は
(一社)横浜市歯科医師会 歯科医療連携室
電話:0120-814-594 FAX:0120-458-557



一在宅要介護者訪問歯科健診事業一
横浜市・(一社)横浜市歯科医師会



在宅要介護者訪問歯科健診連絡表

【申込日】令和 年 月 日

申込者氏名			
患者さんとの関係	☐ 家族 ()	☐ 担当ケアマネージャー	☐ その他 ()
電話番号		FAX番号	

利用者(患者)氏名	ふりがな	男・女																								
生年月日	年 月 日 満 歳																									
住 所	〒 横浜市 区																									
電話番号																										
介護認定	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2  ☐ 医科の訪問診療介入有 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5																									
・生活保護 ☐ 有 ☐ 無 ・障害者手帳 ☐ 有 ☐ 無 ・かかりつけ歯科医 ☐ 有 ☐ 無 医院・医師名 電話番号 医院・医師名 電話番号	・医療保険 ☐ 有 ☐ 無 ・かかりつけ主治医 ☐ 有 ☐ 無																									
患者さんの状態(環境) ☐ 寝たきり ☐ 寝たり起きたり ☐ 自力で移動できる ☐ 移動に介助が必要																										
訪問健診希望曜日 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			月	火	水	木	金	土	日	午前								午後								駐車スペース ☐ 有 ☐ 無
	月	火	水	木	金	土	日																			
午前																										
午後																										

FAX 0120-458-557
横浜市歯科医師会 歯科医療連携室

令和 8 年生活のしづらさなどに関する 調査の実施について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

令和8年生活のしづらさなどに関する調査について (全国在宅障害児・者等実態調査)

1. 概要

- 本調査は、平成23年に、それまで概ね5年毎に実施してきた「身体障害児・者等実態調査」及び「知的障害児（者）基礎調査」を統合・拡大する形で、在宅の障害児・者及び難病等により日常生活のしづらさが生じている方の生活実態と支援ニーズを把握することを目的として創設された調査。
- 前回、平成28年の調査から5年後にあたる令和3年中に本調査の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行を背景に延期し、他の統計調査の実施状況等も踏まえ、令和4年に本調査を実施した。
- 本来予定していた令和3年から5年後の令和8年に実施する。

2. 調査の内容

- (1) 調査事項
- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等
 - ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等
- (2) 調査対象者・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病と診断されたことがある方
 - ・ 上記のいずれにも該当しないが、慢性 疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方
- (3) 調査方法
- ・ 調査員が調査区内の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認。
 - ・ 調査対象者がいる場合は、本人又はその家族等に調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼。
 - ・ 調査票は、調査対象者本人又は代筆者が記入する。

3. 調査のスケジュール（予定）

- 令和8年11月 調査員による調査を実施
- 令和9年～ 調査票の集計及び公表に向けたとりまとめ

（調査項目等について）

1. 方針

- ・ 調査対象地区数は前回（令和4年調査）と同様の規模とする。
- ・ 調査項目は、調査の継続性の観点から前回の調査項目等を基本とし、必要な修正を行った上で実施する。

（参考）令和4年調査では、

- ・ 十分な有効回答数を確保する観点から、選定する調査対象地区を増やした（約2,400 ⇒ 約5,300）。
- ・ 厚生労働科学研究班の研究成果を踏まえ、必要な調査事項を追加するとともに、回収率の向上を図る観点、他の統計調査との整合性の確保する観点等から、全体の構成や各設問について、必要な合理化や簡素化を図った。

2. 調査項目の主な修正点

- ・ 日中の過ごし方などについて、将来の希望を調査する項目を新設する（問18・問21）。
- ・ 就労における実態について把握する設問を追加する（問17）。
- ・ 収入・支出等の状況に関し、集計や分析を効果的に行うため、設問の回答を自由記載とする（問22・問23・問35）。
- ・ 回答者の負担軽減・簡素化等のため、一部の設問を削除する（マイナンバーカードの所持状況、新型コロナウイルス感染症による生活等への影響 等）。

対象地区	所在地	世帯数
①	茅ヶ崎東三丁目5番	51
②	中川中央一丁目38番	103
③	大丸10番	45
④	勝田町266番地1－40	45
⑤	中川二丁目9番、中川二丁目11番	58
⑥	南山田町4050～4090番地、南山田町4092～4128	56
⑦	佐江戸町2020～2041番地、佐江戸町1706～1710番地、1717番地、1718番地	35
⑧	すみれが丘16番地、すみれが丘28番地	63
⑨	東山田町1461番地、東山田町1423番地	31

認可地縁団体制度の一部変更について【情報提供】 (代表者等の住所の非表示化)

1 趣旨

自治会町内会の皆様におかれましては、日頃より地域の様々な活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

地方自治法施行規則改正に伴い、令和 8 年 10 月 1 日より、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の代表者等の住所※が原則として非表示となります。

これに伴い、認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付手続等に一部変更がございますので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 主な変更点

現在、認可地縁団体の代表者等の住所については、認可地縁団体台帳の写し(証明書)や告示(市報・掲示)に記載されていますが、令和 8 年 10 月 1 日以降は、**原則非表示**となります。

(1) 認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付

10 月 1 日以降に区役所地域振興課で交付する認可地縁団体台帳の写しについて、**代表者等の住所が非表示**となります(過去の代表者の住所含む)。

なお、住所が記載された証明書をご希望の場合は、**本人または代理人からの請求**が必要となります(本人確認書類または委任状をお持ちください)。

(2) 団体の認可または変更時の告示(市報・掲示)

団体の認可または変更に伴う告示(市報・掲示)においても、10 月 1 日から代表者等の住所が掲載されなくなります。

※非表示となる認可地縁団体の代表者等の住所

- | | |
|---|----------------------------------|
| ア 認可地縁団体の代表者の住所 | イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者の住所 |
| ウ 認可地縁団体の代理人の住所 | エ 認可地縁団体の清算人の住所 |
| オ 認可地縁団体の主な事務所の所在地(アからエまでに掲げる住所と同一の場合に限る) | |

市民局地域活動推進課
担当 竹ノ内、渡邊
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

都筑区自治会・町内会会長 各位

地域振興課長
 須藤 健一

令和9年度以降の消費生活推進員活動事業の見直しについて

これまで消費生活推進員の皆様には、長年にわたり、各地区での啓発活動を通じて、区民の皆様の安全・安心な消費生活を支えていただきました。一方で、時代の変化とともに活動内容は年々変化してきており、近年は詐欺被害防止などの多様化する防犯活動が多く、また、推進員についても減少傾向がございます。

つきましては、年度当初より消費生活推進員の皆様と協議を重ね、令和9年度以降の都筑区における消費生活推進員活動事業を休止の方向で見直しを行いましたので、ご報告いたします。

1 令和9年度以降の消費生活推進員制度の見直しについて

内容	見直し前	見直し後
推進員の委嘱	単会からの一律の推薦による委嘱	推薦・委嘱なし
助成金等	地区活動助成金:推進員×3,500 円 地区代表活動費:上限 2,000 円	なし
地区代表会議	年度に4回～5回	なし
委嘱式 委嘱状等の交付	委嘱式を開催し、代表者に委嘱状等を授与	なし
チラシ・啓発グッズ	区役所での配架及び区主催のイベントでの配付。各地区の要望に応じて随時配付。	
くらしナビ	区役所での配架及び各地区の要望に応じて随時配付。	区役所での配架及び各地区の要望に応じて随時配付。 区連会をとおして各自治会掲示板に掲示。
ゆずりあい情報版	毎月輪番制で各地区の推進員による作業。	区役所職員による作業

※令和9年度は委嘱の年になるため、例年であれば10月ごろに単会長へ推薦の依頼をさせていただいてありますが、今回は見直しにより委嘱の依頼はいたしません。

2 これまでの経過と今後のスケジュールについて

- 5/13(水) 第1回地区代表会議にて、今後の方針について議論。
各地区に持ち帰り、他の推進員の意向の確認
- 5/21(火) 5月区連会全体会で方針案について共有
- 6/30(火) 各地区の意向確認とりまとめ
- 7/15(水) 第2回地区代表会議にて、各地区の意向も踏まえ、方針について決定。
- 7/21(火) 7月区連会全体会で方針について共有
- 9/21(月) 9月の区連会にて、方針の共有及びくらしナビのポスター掲示の依頼。

1/19(火)～1/21(金) 消費生活パネル展 @区役所1階区民ホール

1/21(木) 1月の区連会にて、くらしナビのポスター掲示の依頼

2/5(金) 消費生活教室 @区役所6階大会議室

テーマ:豊かな老後のために知っておきたい対策とポイント

3月末日 令和8年度末をもって、都筑区消費生活推進員の活動は休止。

3 くらしナビの掲示依頼スケジュール(予定)

【令和8年度】

10・11月号 10月の区連会でポスター掲示依頼

12・1月号 1月の区連会でポスター掲示依頼

2・3月号 2月の区連会でポスター掲示依頼

【令和9年度】

4・5月号 4月の区連会でポスター掲示依頼

6・7月号 6月の区連会でポスター掲示依頼

8・9月号 9月の区連会でポスター掲示依頼

10・11月号 10月の区連会でポスター掲示依頼

12・1月号 1月の区連会でポスター掲示依頼

2・3月号 2月の区連会でポスター掲示依頼

お試しのつもりが 定期購入だった!

動画サイト広告を見て「お試し980円・定期縛りなし」と表示された美容クリームを注文した。2回目の商品と請求書が届き、**定期購入**と分かったので解約したい。

(相談者：60歳代女性)

「1回限り」のつもりが、実際は「**定期購入**」だった。という相談が増えています。「定期縛りなし」は「**最低購入回数の指定がない定期購入**」の可能性があります。

注文する前に、必ず最終確認画面で「**最低購入回数・支払総額・解約方法**」など**契約条件を確認**しましょう。

⚠️トラブル防止のポイント

- ☒ 広告画面や最終確認画面はスクリーンショット等で証拠として保存する!
- ☒ 1回限りで解約すると、定価との差額を請求される場合もあるので注意する!
- ☒ 定期購入は商品の受取拒否や返品をしただけでは解約にならないので注意する!



横浜市消費生活総合センター 🔍 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00
土日 9:00~16:45)

地区連合町内会自治会会長 各位

区連会 9 月定例会説明資料
令和 8 年 9 月 18 日
都 筑 区 地 域 振 興 課

都筑区交通安全対策協議会会長
都 筑 区 長 佐々田 賢一

令和 8 年度都筑区交通安全功労者表彰候補者の推薦について（依頼）

清秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、交通安全対策事業の推進につきましては、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、都筑区交通安全対策協議会（事務局 地域振興課）では、交通安全と交通道德の普及・高揚に顕著な功績のあった個人又は団体に対して感謝の意を表し、なお一層の活動の推進を期する目的で、交通安全功労者表彰を別紙要綱に基づき実施しております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴地区から候補者を御推薦いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 推薦方法

地区連合町内会自治会会長様より別添推薦書により個人または団体を御推薦ください。

2 候補者数について

1 名または 1 団体とします。

3 提出期限

令和 8 年 11 月 27 日（金）迄とさせていただきます。

4 表彰式

令和 9 年 2 月 25 日（木）開催予定の「都筑区交通安全対策協議会総会」の前に同会場で表彰いたします。

5 提出及び問い合わせ先

都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区 総務部 地域振興課 地域振興係

担当 村尾、安部 TEL 948-2232 Fax 948-2239

E-mail sh27-abe@city.yokohama.lg.jp

都筑区交通安全功労者表彰要綱

(表彰目的)

第1条 この表彰は、都筑区内における交通安全と交通道德の普及・高揚に顕著な功績のあった個人又は団体に対して、感謝の意を表し、なお一層の活動の推進を期する目的で実施する。

(表彰方法)

第2条 表彰は、都筑区交通安全対策協議会会長（以下「会長」という。）が行うものとし、表彰状並びに記念品を贈呈する。

(表彰対象)

第3条 表彰は、次の各号の一つに該当する個人又は団体で、その業績・功労が特に顕著であると会長が認めたものに対して行う。

- (1) 多年にわたり地域において街頭指導ほか安全指導、安全教育活動に尽力したもの
- (2) その他交通安全と事故防止活動の推進に寄与したもの。

(候補者の推薦・選考)

第4条 推薦にあたっては、都筑区交通安全対策協議会委員の内、別に定めるものが別紙推薦書（様式1）により会長に推薦し、会長がこれを選考し決定する。

(表彰時期)

第5条 表彰は、原則として毎年1回行う。

(その他)

第6条 本表彰に係る事務は、都筑区役所総務部地域振興課が行う。

2 この要綱の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年3月21日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

都筑区交通安全功労者表彰基準

都筑区交通安全功労者表彰要綱による表彰の実施については、次のとおりとする。

1（表彰の対象）

第3条に定める対象者は次のとおりとする。

（1）多年とは、原則としてその活動が3年以上にわたるものとする。

2（表彰の対象外）

次のものは表彰の対象外とする。

（1）過去に本表彰を受けた個人表彰者。

（2）過去10年以内に本表彰を受けた団体表彰者

（3）本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの。

（4）過去1カ年以内に自己の責任で交通事故を起こし、また交通違反を犯し
刑事処分、行政処分を受けたことのあるもの。

3（候補者の推薦）

第4条に定める候補者の推薦団体及び推薦人数は、行政機関・警察署を除く各委員から原則1名（団体）とする。ただし、都筑交通安全協会については協会単位の推薦とし、人数は3名（団体）以内とする。

また、推薦者不在時は、推薦書（様式1）にその旨明記する。

4（被表彰者の人数）

被表彰者の人数は原則として20名（団体）以内とする。

附則

（施行期日）

1 この基準は、平成30年10月19日から施行する。

（施行期日）

1 この基準は、令和3年3月1日から施行する。

(様式1)

推 薦 書

(個人 ・ 団体)

令和 年 月 日

都筑区交通安全対策協議会会長
(都筑区長)

推薦者名

交通安全功労者として次のとおり推薦いたします。

ふりがな			
氏 名 (所属団体名)			
住所 (所在地)	〒 - 都筑区	電話番号	() -
団体の場合	代表者氏名 構成員 人 〒 - 昭和・平成 住 所 都筑区 設立年 年 電 話 () -		
現在の交通安全関係他団体の役員等		交通安全活動に携わった通算年数	約 年間
功労の概要			
過去の表彰歴			

交通安全功労者として、今年度は推薦者がおりません。

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名

無

推薦者無しの場合は、
点線を実線で丸く囲んでください。

記入例

推薦書

(個人・団体)

令和 〇 年 11 月 〇〇 日

都筑区交通安全対策協議会会長
(都筑区長)

被推薦者がどちらか、
○をご記入願います。

〇〇〇〇〇会
推薦者名 会長 〇〇 〇〇

交通安全功労者として次のとおり推薦いたします。

ふりがな	つづき たろう		
氏 名	都筑 太郎		
(所属団体名)	(〇〇〇〇〇)		
住所 (所在地)	〒 2 2 4 - 〇〇〇 都筑区	電話番号 (0 4 5) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
団体の場合	代表者氏名 〒 2 2 4 - 〇〇〇〇 住 所 都筑区 電 話 (0 4 5) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 構成員 〇〇 人 昭和・平成 設立年 〇〇 年		
現在の交通安全関係他 団体の役員等	〇〇〇自治会交通安全担当 〇〇〇自治会会計	交通安全活動に 携わった 通算年数	約 〇〇 年間
功労の 概要	長年にわたり地域における交通事故防止運動、違法駐車防止活動等を企画、運営に携わり、実践活動には常に率先して参加をし、旺盛な奉仕の精神をもち、地道で堅実な努力を重ねている。 また、小学生を事故から守るスクールゾーン活動においては、学校、PTAとも密接な連携を取りながら各種講習会、安全パトロールなどにも積極的に関わり、労苦を惜しまない姿勢は地域住民から、感謝の念を持ってうけとめられている。		
過去の 表彰歴	交通安全に係わる受賞内容をご記入願います。 〇〇表彰 (平成〇年度)		

残念ながら、ご推薦者がいらっしゃらない場合は、
こちらにご記入のうえ、ご提出願います。

交通安全功労者として、今年度は推薦者がおりません。

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名

無

推薦者無しの場合は、
点線を実線で丸く囲んでください。

(様式 1)

推 薦 書

(個人 ・ 団体)

令和 年 月 日

都筑区交通安全対策協議会会長
(都筑区長)

推薦者名_____

交通安全功労者として次のとおり推薦いたします。

ふりがな			
氏 名 (所属団体名)			
住所 (所在地)	〒 ー 都筑区	電話 番号	() ー
団体の場合	代表者氏名 構成員 人 〒 ー 住 所 昭和・平成 都筑区 設立年 年 電 話 () ー		
現在の交通 安全関係他 団体の役員等		交通安全活動に 携わった 通算年数	約 年間
功勞の 概要			
過去の 表彰歴			

記入例

推 薦 書

(個人・団体)

令和 ○ 年 11 月 ○○ 日

都筑区交通安全対策協議会会長
(都筑区長)被推薦者がどちらか、
○をご記入願います。推薦者名 ○○○○○会
会長 ○○ ○○

交通安全功労者として次のとおり推薦いたします。

ふりがな	つづき たろう		
氏 名	都筑 太郎		
(所属団体名)	(○○○○○)		
住所 (所在地)	〒 224 - ○○○ 都筑区	電話番号 (045) ○○○ - ○○○○	
団体の場合	代表者氏名 〒 224 - ○○○○ 住 所 都筑区 電 話 (045) ○○○ - ○○○○	構成員 ○○ 人 昭和・平成 設立年 ○○ 年	
現在の交通安全関係他団体の役員等	○○○自治会交通安全担当 ○○○自治会会計	交通安全活動に携わった通算年数	約 ○○ 年間
功労の概要	長年にわたり地域における交通事故防止運動、違法駐車防止活動等を企画、運営に携わり、実践活動には常に率先して参加をし、旺盛な奉仕の精神をもち、地道で堅実な努力を重ねている。 また、小学生を事故から守るスクールゾーン活動においては、学校、PTAとも密接な連携を取りながら各種講習会、安全パトロールなどにも積極的に関わり、労苦を惜しまない姿勢は地域住民から、感謝の念を持ってうけとめられている。		
過去の表彰歴	○○表彰（平成○年度）		

交通安全に係わる受賞内容をご記入願います。

第32回

都筑区民 まつり

笑顔あふれる ふるさと都筑

会場 都筑区総合庁舎周辺・センター南駅周辺

会場周辺は交通渋滞が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

開催可否は当日午前7時から都筑区役所ホームページでお知らせします。

※パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は、横浜市コールセンター
(TEL.664-2525当日午前8時からのみ)までお問合せください。

都筑区民まつり

検索



2026
11/3 火・祝
10時～15時
荒天中止 少雨決行

センター南駅周辺

- PRコーナー
- 物品販売(飲食物含む)
- 横浜グリーンエクスポ特設ブース
- お囃子 など

砂の広場

- 飲食物調理販売

すきっぷ広場

- 開会式、ステージ

都筑区総合庁舎 周辺・区民ホール

- PRコーナー
- 物品販売(飲食物含む)
- 福祉バザー など

主催 都筑区ふるさとづくり委員会(事務局:都筑区役所地域振興課) TEL:948-2231 FAX:948-2239

共催 横浜市都筑区役所

都筑区役所からのお知らせ



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

公式マスコットキャラクター トゥーンクトゥンク
©Expo 2027

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

令和8年度都筑区自治会町内会長感謝会における永年在職者表彰について

永きにわたり自治会町内会長としてご尽力されている方々を表彰し、また、自治会町内会長の日々のご尽力に感謝の意を表するため、自治会町内会長感謝会を開催いたします。

1 感謝会について

(1) 表彰対象の皆様

ア 区長表彰

令和8年度に自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間5年の方

イ 市長表彰

令和8年度に自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間10年の方、及びその後の在職期間が5年ごとに達した方。

(2) 日時・会場（予定）

令和9年3月5日（金）16時から

会場：アニヴェルセル ヒルズ横浜

※ 詳細が決まり次第、対象の方へご案内いたします。

2 自治会・町内会長在職年数一覧の確認について【依頼】

表彰対象者を確認させていただくため、別紙一覧の就任年数をご確認いただき、修正箇所等がございましたら 10月21日（水）までにご連絡をお願いいたします。

担 当：都筑区役所地域振興課地域振興係
村尾・石井

電 話：948-2231

FAX：948-2239

Email:tz-chiikishinkou@city.yokohama.lg.jp

都筑地振第 899 号

令和 8 年 9 月 18 日

都筑区地区連合町内会自治会会長 各位

都筑区長 佐々田 賢一

令和 8 年度「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者の調査票の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、スポーツ振興、文化振興に格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、都筑区においては、スポーツ・文化の分野においてめざましい活躍、顕著な功績のあった方を「都筑スポーツ・文化賞」にて表彰しております。

つきましては、令和 8 年度の対象者を調査するため、貴団体に受賞候補者（都筑区内に在住、在学または在勤）がいらっしゃる場合には、調査票を御提出くださいますようお願い申し上げます。

原則、都筑スポーツ・文化賞の推薦には本調査票の御提出が必須となりますので、御了承ください。なお、大会の詳細や受賞内容の確認等で、本人にお話を伺う際には、あくまでも表彰候補者の調査であり、必ずしも表彰されるとは限らない旨をお伝えください。

また、いただいた個人情報は、都筑スポーツ・文化賞の事務のみに利用いたします。

今後の流れについては、別紙を御参照ください。

御多忙の折、大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

1 対象期間

令和 7 年 11 月 1 日（土）～令和 8 年 10 月 31 日（土）

2 御提出いただく書類

（1）調査票

（2）候補者の成績を表す資料の写し（賞状、新聞記事の写し 等）

3 調査票の期限

令和 8 年 11 月 4 日（水）※大会等の状況により、上記期限に間に合わない場合は地域振興課までご一報ください。

4 提出先

FAX：045-948-2239 E-mail：tz-sports@city.yokohama.lg.jp

郵送：〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 3 2-1

都筑区役所地域振興課 「都筑スポーツ・文化賞」担当

都筑区役所地域振興課 鮫嶋・佐野

TEL：045-948-2235

E-mail：tz-sports@city.yokohama.lg.jp

<表彰基準について>

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手（3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。）
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

<表彰対象者について>

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

ご不明な点がありましたら、下記担当にご連絡ください。

都筑区役所地域振興課区民活動係 担当 鮫嶋、佐野

TEL:045-948-2235

FAX:045-948-2239

E-mail:tz-sports@city.yokohama.lg.jp

「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者調査票(個人用)

地区連合 町内会自治会	
----------------	--

記入者 : _____

推薦者名 : 会長 _____

記入者連絡先 : _____

記入者住所: 〒 _____

表彰候補者連絡先: Tel _____

Email _____

Email _____

住所 _____

※推薦者多数の場合には、お手数ですがコピーをお願いします。

候補者	ふりがな	年齢・学年(提出時点)	性別
	氏 名 (楷書で正確をお願いします。)	才 年生	男 ・ 女
	※いずれかに○をつけてください。 ・ 都筑区在住 ・ 都筑区在学(学校名: _____) ・ 都筑区在勤		

大会、コンクール 名 (正式名称)	
主催者	
開催期日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
競技、活動分野	(例:【スポーツ】陸上競技、水泳、テニス 等 【文化】美術、書道、囲碁将棋、パレエ 等)
種目、部門	(例:【スポーツ】走り幅跳び、100m平泳ぎ、シングルス 等 【文化】中学生の部、一般の部 等)
成 績	(例:優勝、金賞、3位入賞 等)
記録等	
その他 (連覇など)	

※候補者の成績を表す資料(賞状、新聞、雑誌 等)の写しを添付して下さい。
→裏面<都筑スポーツ・文化賞受賞のめやす>

< 表彰基準について >

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手(3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。)
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

< 表彰対象者について >

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

都筑区役所地域振興課区民活動係
担当 鯨嶋、佐野
TEL:045-948-2235
FAX:045-948-2239
E-mail:tz-sports@city.yokohama.lg.jp

「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者調査票(団体用)

地区連合 町内会自治会		記入者 :	
推薦者名	: 会長	記入者連絡先 :	
表彰候補者連絡先: Tel		記入者住所: 〒	
Email		Email	
住所			

※推薦者多数の場合には、お手数ですがコピーをお願いします。

候補チーム	ふりがな
	チーム名 (楷書で正確をお願いします。)
大会、コンクール 名 (正式名称)	
主催者	
開催期日	令和 年 月 日
競技、活動分野	(例:【スポーツ】陸上競技、水泳、テニス、サッカー 等 【文化】吹奏楽、管弦楽、合唱 等)
種目、部門	(例:【スポーツ】400mリレー、4×200m自由形、ダブルス 等 【文化】小編成部門、混声合唱の部 等)
成 績	(例:優勝、金賞、3位入賞 等)
記録等	
その他 (連覇など)	

※候補者の成績を表す資料(賞状、新聞、雑誌 等)の写しを添付して下さい。
→裏面<都筑スポーツ・文化賞受賞のめやす>

<表彰基準について>

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手(3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。)
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

<表彰対象者について>

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

都筑区役所地域振興課区民活動係
担当 鮫嶋、佐野

TEL:045-948-2235

FAX:045-948-2239

E-mail:tz-sports@city.yokohama.lg.jp

都筑スポーツ・文化賞の今後の流れ

日程	内容等
11月4日(水)	調査票の受付期限 ※1
11月上旬	調査票の提出があった方に推薦書の提出依頼させていただきます。
11月中旬	推薦書提出期限 ※2
12月上旬～中旬	受賞可否及び表彰式についてのご案内の発送
1月6日(水)	表彰式

※1 大会等の状況により、間に合わない可能性のある場合は、地域振興課までご一報ください。

特に、10月後半に開催される大会がある場合には、大会前のご連絡をお願いいたします。

※1 大会の規模や受賞結果等について、調査票の内容を元にお伺いする事がございますので、ご了承ください。

※2 期限が変更になる可能性がございます。

※2 都筑スポーツ・文化賞の受賞には再度、推薦者による推薦書の提出が必須となりますので、ご了承ください。

3F のすぽひろば

ファミリー休憩室、授乳室

都筑区子育て支援センター

Popoia

○都筑区小学校
○かたるべ会

子育て情報・ゲーム・おりがみ

10:30	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
11:00	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
11:30	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
12:00	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
12:30	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
13:00	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
13:30	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
14:00	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
14:30	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
15:00	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
15:30	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
16:00	子育て情報	ゲームコーナー	おりがみ
16:30	終了		

5F つづきMYプラザ

- 本日の国
- ①みやーこことちゅーずのおでかけ図書館
12:00～/14:00～
- ②多言語おはなし会
11:00～/14:45～
- ③ツワナ語であそぼう
13:00～
～ポツワってどんな国？
ディンボさんに聞いてみよう～

入

ラウンジ 受付 研修室1 研修室2

多目的室1-2 MISSION

ダンススタジオ 音楽スタジオ

水墨画体験(紙袋づくり)

着物を着よう

世界のカフェ&クラフト

カフェ ●日本:お抹茶 ●ドイツ:アップルサイダー
●ベトナム:ベトナムコーヒーとバス茶
●インド:チャイ ●中国:中国茶
●マレーシア:ミルクティー

クラフト ●ドイツ:紙刺繍カード
●中国:中国のしおり

※「世界のカフェ&クラフト」は無くなり次第、終了です

別会場 ポッシュ ホール DE&I FESTIVAL 応援コンサート

SOUND VOYAGE with Steelpan & More!

— 国境をこえるリズムとメロディー —

10月4日(日) 開場16:30/開演 17:00

会場 ポッシュ ホール(都筑区民文化センター)

チケット 全席指定(有料) ※未就学児入場不可

問合せ:ポッシュ ホール 045-530-5084 (9:00～20:00 休館日を除く)

詳しくはこちら

3F: ミッションラリー
プレゼント引換所
※プレゼントは、なくなり次第終了

4F ノジマ前 11:00-16:30



Sharing Caring Culture
New Roots Organization

Community Art

みんなでつながりのバナーをつくろう!

大きな紙に自由に絵や模様を描いて、みんなできつりのコミュニティバナーを作ります。子どもから大人まで、どなたでも参加できます!

●各回定員15名(30分ごとに開催)



TIF ティアイエフ
-Tsuzuki International Friendship-

TIFは3つの団体が一緒に活動しています
いろいろな人が都筑で安心して楽しくくらすことを応援しています!

NPO法人 Sharing Caring Culture



横浜市北部在住の子育て中の外国人(当事者)によるコミュニティ
外国人の子育て支援(多文化親子交流会の実施、地域の子育て情報の提供)、
多文化共生促進事業(地域企業、NPO、図書館、学童等との協働)

都筑区子育て支援センター



地域子育て支援拠点

居場所の運営、子育て情報の提供、相談、ネットワークの構築、人材育成、子育てサポートシステム事務局、利用者支援事業

つづきMYプラザ
TSUZUKI MULTICULTURAL YOUTH PLAZA

都筑多文化・青少年交流プラザ

国際交流ラウンジ機能、青少年の地域活動拠点、地域のボランティア育成、生活情報提供、相談、通訳、小中学校等との学校連携

TIFがやりたいこと

暮らし

- ・生活情報の提供
- ・暮らしに関する相談

子育て

- ・どの子ども自分らしく成長するための支援
- ・妊娠前から安心して地域で子育てできる環境づくり
- ・子育てや教育に関する相談

地域のつながり

- ・地域で活躍できる場の提供
- ・さまざまな人との出会いと関わり、きかけづくり
- ・担い手を育て循環するまちづくり

DE&Iとは...

年齢、性別、国籍、障がいの有無、文化、言語、考え方—

ちがうからこそ、学び合える。

ちがいを認め合い、支え合うことで、

誰にとっても暮らしやすい地域をつくる。

それがDE&Iの考え方です。

DIVERSITY 多様性 EQUITY 公平性 INCLUSION 包括性

私たち TIFは
やさしいにほんごをつかいます

やさしいにほんごとは...

おとなにも こどもにも 外国人にも
障がいのある人にも
みんなにわかりやすい にほんごです

やさしい ことば

やさしい きもち

やさしい にほんご

やさしいにほんご
ハサミの法則: 1文は 短ければ短いほど かっ っこいい!

は さ み

はっきり言う さいごまで言う みじかく言う



監修: 吉開 章
一般社団法人やさしい日本語普及連絡会代表理事
やさしい日本語ツーリズム研究会代表

TIF Tsuzuki International Friendship

ダイバーシティ Diversity エクイティ Equity インクルージョン Inclusion

FESTIVAL
ディー・イー・アンド・アイ・フェスティバル

あなたらしく!!
Yourself, just be. Be you!!

2026年10月4日(日)
ノースポート・モール
横浜市都筑区中川中央1-25-1(センター北駅すぐ)

B1F のすぽばーく 2F ステージ/センターアベニュー
3F のすぽひろば 4F ノジマ前 5F つづきMYプラザ

時間 10:30～16:30
対象 どなたでも
問合せ つづきMYプラザ TEL:045-914-7171
E-mail: my-plaza@tsuzuki-koryu.org

詳しくはこちら

主催: TIF(Tsuzuki International Friendship)
共催: 横浜市都筑区 ノースポート・モール
協力:
神奈川県立新栄高等学校 神奈川県立川和高等学校 横浜市立都田西小学校 横浜市立官特別支援学校
社会福祉法人長幼会 都筑区商店街連合会 一般社団法人やさしい日本語普及連絡会
NPO法人こどもたち NPO法人りんくりんく NPO法人ホームズ都筑 NPO法人H&K
多文化高齢社会ネットワーク 社会福祉法人かたるべ会 つづきこ読書応援団 都筑図書館
スターバックスコーヒー 港北ノースポート・モール店 多文化クラブDANRO
都筑区スポーツ推進委員連絡協議会 都筑区青少年指導員連絡協議会
都筑区障害者事業所ネットワーク つなぎつづき 都筑中央公園都筑里山倶楽部
NPO法人こども応援ネットワーク ビューティ&ウェルネス専門学校 ロジウラート実行委員会
中欧フェス実行委員会 メイトインつづき ポッシュ ホール
安田倫 アルバスタジオソニーサー ヘルマンハーブ アンサンブルドルチェ Dance@しんよこ
YANO BROTHERS
デザイン: EL DESIGN STUDIO 写真撮影: 安田国佳 横浜市立中川中学校
※期不同・敬称略

3F
4F-5F

赤い羽根共同募金



令和8年10月1日から

始まります!



赤い羽根共同募金

福祉施設の整備・災害時支援・広報啓発活動
地域の福祉活動を行う団体への助成 等

年末たすけあい募金

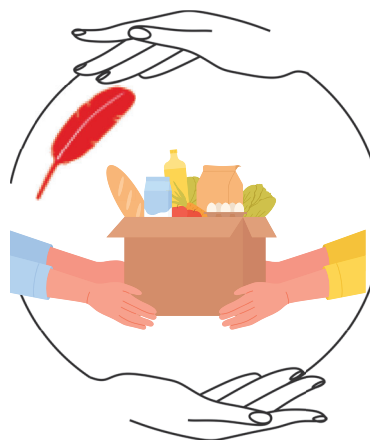
地域の見守り活動、生活に困窮されている方の
食料支援等



災害時の
ボランティア活動支援



子どもたちへの支援



困っている方への
お互い様支援

皆様から寄せられた募金は地域の支えあい活動に
活用されます。皆様のご協力をお願いします。



八十周年

ありがとう。これからも一緒に。



募金報告はこちら

神奈川県共同募金会横浜市都筑区支会

[所在地] 〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3 (都筑区社会福祉協議会内)

[電話番号] 045-943-4058 (平日9時～5時)

